

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第85号 大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第1、議案第85号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第85号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例についてご説明いたします。

まず、この条例については、先月の11月29日の全協において、その背景とか趣旨、骨子等について説明しておりますので、今回はその各条項の内容について概要を説明いたします。

まず、制定の理由です。大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業の施行に当たり、土地区画整理法第53条第1項の規定に基づき、法第52条第1項の施行規程を、当該都道府県または市町村の条例で定めることとなっているためです。

第1条では、本条例の設置の趣旨でございまして、土地区画整理法の規定により、大槌町が施行する町方地区、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区の4地区の震災復興土地区画整理事業の施行規程について、条例で定めることを規定しております。

第2条では、土地区画整理法第53条第2項1号、2号に掲げる事業の名称及び施行区域を含める地域の名称について、別表1のとおり規定しております。別表は後ろのほうについていますので、よろしく願いいたします。

第3条は、事業の範囲、第4条は事業の所在地、第5条は費用の負担について規定しております。

第6条では、土地区画整理法の規定により、設置する土地区画整理審議会の名称は別表1のとおり規定しております。これも後ろのほうについております。

第7条では、土地区画整理審議会の委員の定数について規定しておりまして、施行する4地区についていずれも10人としております。

次のページをお願いいたします。

第8条です。審議会委員の任期については、5年と規定しております。

第9条は、立候補制による選挙について。

第10条、審議会委員に欠員が生じた場合の予備委員について規定しております。

第11条です。当選人又は予備委員となるために必要な得票数について規定しております。

第12条、委員の補欠選挙について規定しております。

次のページをお願いします。

第13条では、学識経験委員の補充について、第14条では、審議会の運営について規定しております。

第15条では、換地計画では、換地及び清算金を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積について規定しております。

第16条では、宅地所有者は、その登記地積が事実と相違すると認めるときの実測確認申請について説明しております。

第17条では、施行者は、登記地積が事実と著しく相違すると認めるときの施行者の実測について規定しております。

4ページをお願いします。

第18条では、按分による更正について規定しております。

第19条になります。施行日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積について規定しています。

第20条です。基準権利地積について規定しております。

第21条では、土地または建築物の評価を行う評価委員の定数を3人とすることで規定しております。

第22条では、土地の評価は施行者がその位置、地積等を総合的に考慮し、評価委員の意見を聞いて定めることと規定しております。

第23条では、所有権以外の権利の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の評価について規定しております。

次のページをお願いします。

第24条では、換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金の算定について規定しております。

第25条です。施行者が徴収すべき清算金等の納付期限及び納付場所の通知について規

定しております。

第26条では、徴収すべき清算金と交付すべき清算金との相殺について規定しております。

第27条では、清算金の額が3万円を超えるものについて、分割徴収又は分割交付について規定しております。

第28条です。清算金を分割徴収又は分割交付する場合における第2回以降ごとの分割計算について規定しています。

第29条、清算金の繰上納付についてです。

次のページをお願いします。

第30条では、清算金の繰上徴収について説明しています。

第31条については、清算金を滞納する者への督促状及び延滞金について説明しています。

第32条では、延滞金の計算について、第33条については、所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止について規定しています。

第34条では、換地処分の特例について、第35条については、不動産登記規則の規程による登記完了証の交付を受けたときは、登記完了の公告をすることについて規定しております。

第36条では、事業の施行に関し必要な事項は、規則で定めることと規定しております。

附則においては、本条例は区画整理法の規定による事業計画の決定の公告の日から施行することとしております。

また、大槌都市計画町方安渡土地区画整理事業施行条例は、本条例の公布の日をもって廃止することとしております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） ちょっと教えてください。土地区画整理審議会、これは定数は10人、その中の8人は地権者とか借地権のある人ということになりますが、この8人は、大槌町全体の土地区画整理内にある町方とか安渡とかと別々の形ですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 先ほど申しましたように、4地区あります。4地区ごとに10名です。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） これは、立候補してからということになりますが、これはその区画整理内にある地権者に通知か何かして、それから立候補してもらって選挙という形になると思うんですが、この辺はどうなんでしょうか。もし定員に達しない場合なんかは、そういうときの考え方は。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 区画整理審議会につきましては、今の部長のほうからありましたとおり、それぞれの地区ごとに委員を選定していただくということになっております。通常の町議会議員の選挙と同じように、それぞれ権利を持っている方の公表といたしますか、こういった方が権利を持っていますよということで周知をいたします。選挙人名簿をそれぞれ周知をいたしまして、その中で立候補ができるという形になっております。定員に達しないという部分であります。基本的には選挙ということなんですけれども、そこはできるだけ定員に達するような形で、当局のほうとしても地域の方々に周知をばさせていただくということで考えております。

以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第85号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第86号 大槌都市計画地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第2、議案第86号大槌都市計画地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第86号大槌都市計画地区計画等の案の作成手続に関

する条例についてご説明いたします。

この条例についても、先月の11月29日の全協におきまして、背景とか趣旨、骨子等について説明しておりました。そして、今回はその条例の内容、概要についてご説明いたします。

まず、制定の理由です。地区計画を定めるに当たって、住民の合意形成の円滑化、機会の拡大、情報公開等の観点から、都市計画法第16条第2項の規定により、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法に関し必要な事項を条例に定める必要があります。地区計画とは、住民等によって良好な市街地環境の形成または保持のために定めるものであり、今後まちづくりにあわせて望ましい市街地像の実現のために活用が見込まれるものであります。

第1条ですが、本条例設置の趣旨です。都市計画法の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法に関し必要な事項を本条例で定めることを規定しております。

第2条では、地区計画等の原案の提示方法について、公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供さなければならないと規定しております。

第3条では、地区計画等の原案に対する意見の提出方法について、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を町長に提出しなければならないと規定しております。

第4条では、本条例の規定に関し必要な事項は、規則で定めることと規定しております。

附則においては、本条例は公布の日から施行することとしております。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第86号大槌都市計画地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第87号 大槌町災害危険区域に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第87号大槌町災害危険区域に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○副町長（復興局長）（石津健二君） それでは、私のほうから大槌町災害危険区域に関する条例の関係につきましてご説明を申し上げます。

こちらにつきましても、11月29日に開催の全員協議会のほうで概要等を説明しておりますけれども、条例の制定の背景を改めて申し上げますけれども、大槌町における東日本大震災津波による家屋被害は、平成23年11月30日までの調査で全壊・半壊3,717棟、一部半壊161棟であり、被災棟数は3,878棟となっています。一方、人的被害は、平成24年9月30日現在で死者793人、行方不明者461人となっており、地域別に見ると、小枕・伸松地域15.4%、町方地域14.9%、安渡地域11.2%、赤浜地域10.1%と、海岸に近い低地部での被害が甚大となっており、被害が甚大な地域を危険な区域として住民に周知する必要があるということでございます。

本条例につきましては、条例の内容についてご説明申し上げます。

ただいま申し上げました第1条には、そういった趣旨を掲載してございます。

第2条につきましては、災害危険区域の指定について、第3条で建築の制限、第4条については適用除外、第5条については変更及び廃止、第6条については委任ということと規定をしてございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するということとしてございます。

なお、区域につきましては、その後の審議ということになりますので、そこをあわせて補足させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） この制定ということで、これは昭和25年という話なんですけれども、今回の震災における条例ということで、いろいろな新しいものが出ていたけれども、この災害危険区域に私はちょっと疑問を持っているんです。今回の災害、地震なり津波なり、いろいろな部分で大槌町に被害を受けました。特に、例えば今まで宅地にしていた部分、そういうところに対しても、地震により災害の被災を受けた部分

もあります。ただし、そこの中で危険区域にそこが指定になるのかならないのか、実際の話、ある一部分のところにやれば、昔土地を造成したところに家が建っていました。今回の震災のこの地震で、その擁壁なるものが崩壊しそうだということで、それは個人の土地ですよ。ところが、その擁壁が崩れた場合、他の民間の生命財産まで奪うかもしれない状態のところを、こういう災害危険区域の条例に当てはめられるものなのか。ただ、それは個人だから個人で直しなさいということに一律になってしまうのか、これが想定外以上の地震、津波、今度今言っているのは、私は地震というもので言っていますけれども、またその部分で、次に同じような地震が来た場合、その家が崩壊した場合には誰に責任が行くんだらうという話の中で、いつも心配しているんですよ。でも、その家の人が余裕があって、うちで全部直せますとか、そういう助けの言葉を町のほうに投げかけた場合、町のほうはそういう条例というものは今ここにはないんですけれども、そういう受け入れ体制はあるんでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○副町長（復興局長）（石津健二君） その擁壁、個人の資産の部分ということになりますので、そこはやはり民の部分にはなかなか行政として介入するというか、そういうところは難しいのかなというふうにも考えておりますけれども、そこは個別の事案ということで、相談を受ければ、そこは真摯に対応していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 副町長、今の言葉、本当にその人たちに言えば対応ということになれば、かなり心も落ち着くと思います。そうなんですよ、言うなれば、例えば民間の山とかそういう部分で危ないよというのは、人の山にも急傾斜地域とか、そういう設定してしまうんです。言うなれば、災害をこれから未然に防ぐために指定をするということの範囲になれば、今度は今副町長が言った考えるということなので、それもそれに当てはまるかなという話に思っていました。同じ意見なので、早速いろいろご相談したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） この災害危険区域というのは、まちづくり懇談会等で出される現住宅があるところは移転促進区域という解釈でよろしいんですよ。移転促進を促して

いるところも含めてということによろしいんですよね、そうですね。そうした場合に、いろいろなまちづくり懇談会が長期にわたってきた関係とシミュレーションの関係もあるんだと思うんですけども、当初は移転促進地域に入っていたけれども、今外れているとか、いろいろなシミュレーションの精度というのか、考え方によっていろいろ変わってきているのも、際の人たちは実際なんですよ。だから、それが先ほどの副町長の話によると、区域はその後の審議により決定するというような発言があったんですが、それは今後も、例えばシミュレーションの精度によって際の人たちは、またこうシミュレーションの精度が進んでいったから、この危険区域がもっと狭められるとかという可能性があるものなのかどうかということと、あと非常に不安を持っているのが、移転促進地域の中に、もう修繕して直しているんだけど、町が査定したことによって金額の補償金によっては移ってもいいかなとか、いやそれだったら移れなくて再建できないかなとかとあって、迷っている人たちがいるわけですよ、現在でも。その人たちがいつまでに結論を出さなければならないというのがあるのか、それとも移転促進地域の中に、今はせっかく直したから住んでいるけれども、周りの人たちがどんどん安全なところに行って、だんだん寂しくなってきたので、我々もでは移ろうかなと思って、例えば来年考えたとか、3年後に考えた場合に、今俗にいう幾らということではないんですが、移転補償というものが適用になるのかどうかということについてお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○副町長（復興局長）（石津健二君） 災害危険区域、移転促進区域、その区域の設定については、津波のそのシミュレーション等によっても変わってまいります。現在もその津波のシミュレーションを、いろいろな各地区ごとの防潮堤の位置であるとか、そういったところによってシミュレーションも変わってまいりますので、シミュレーションは継続して進めているところでございます。その結果を踏まえて、地元の方々とは丁寧に説明をさせていただいて、その区域の決定というふうに進めていきたいというふうにございます。

今既にその修繕をして住まわれている方等については、そのままそこに住み続けるということも可能なんですけれども、既存不適格という形になってしまいますけれども、修繕とかある程度の増築というところは認められますけれども、改築なり、全く建て直すといった場合については、そこにはもう建てられないという形になります。

その補償等については、今の時点であれば防災集団移転促進事業の適用が受けられる

という形になりますけれども、年数がたってしまうと適用が受けられないという形になりますので、その辺も含めて丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 防集という法律の中で取り決めるので、私が聞きたいのは、ある程度の年数の中で整理していかななくてはならない問題なわけですよね。ただ、今は直したけれども、今移転促進地域に住むと決めたんだと、言葉で言うとちょっと、不適合住宅でもいいからやったんだと、でも、今から3年かかるか5年かかるかの中で、いろいろな工事が始まっていきますよね。そうすると、ではこの中で、こっちの人もこっちの人も防集の中に入って行って引っ越してしまったと、自分だけが何となく孤立してしまう。そういう中で、期限というのがいつまでなのかというのは、法律上明記されているものなんですか。例えば、施行日から3年以内だとか、防集の事業が完了するまでに決めてもらわないと、もう補償費が出ないとかというのが決まっているのであればお知らせください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○副町長（復興局長）（石津健二君） 防災集団移転促進事業については、国土交通大臣にその防災集団移転の事業計画書を提出するという形になりますので、その計画書を提出するときに、ある程度の方針を決めていただいておりますけれども、いずれ、その防災集団移転の事業計画書については、全地区提出をしておりますけれども、今後その変更は随時できるという形になっておりますので、そういった変更の中で、そういった案件についても考慮していきたいというふうに考えております。具体的に何年というところは、その防災集団移転事業の年の計画がございますので、その計画年内ということになるかと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） それでは、私の持っている情報だと、当初例えば吉里吉里地区は20件がその対象になっているというのが夏ごろでしたか、秋口でしたか。それから、そのエリアの境界線がもっと狭められたりして、この家は不適合にならなくてもいいとかという話がいろいろあって、現在町内にその不適合住宅に指定しなければならないような件数が何件あるのか、地域別にわかるのであればあわせてお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興推進室長。

○復興推進室長（那須 智君） 今現在のシミュレーションの中で、既存不適合と思われる

るものの概数といえますか、決定ではありませんけれども、大体浪板で9戸、吉里吉里で15戸、安渡で7戸、赤浜で3戸の計34戸というのが今のところ対象となってございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第87号大槌町災害危険区域に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第88号 大槌町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第88号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、私のほうから議案第88号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第2条の職員定数について、町長の事務部局を111人から223人に、教育委員会の事務部局を26人から28人に、監査委員の事務部局を1人から2人に、農業委員会の事務部局を1人から2人に、水道事業所を7人から10人に、合計を計に、職員定数の計を150人から269人に改めるものであります。職員数は119人の増となります。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） この条例に関してはそうでしょうと、まずいいんです。私はこの中身についてです。この理由、今後は復興事業が本格化、大規模化することからと、津波の復旧・復興事業に係る派遣要望する職員ということで、一般の事務方の方はスムーズには、やっぱり行政のプロですからスムーズにいくでしょうと。私が危惧しているのは、この復興に携わる現場の職員、本当に最前線でやっている、最前線という言い方は

おかしいけれども、町民と接する人の職員が、一番私は危惧しているんです。言うなれば、今まで何カ月間最前線に行って、本当に土地の話から、これからつくるものとか、そういうことを話していました。そして、ぼっと人が変わります。今まで心を閉ざしてきたものが、ある程度緩やかになってきたんだけど、急に人が変わる、それは仕方ないです、派遣ですから。だけれども、それを町民はまともに受けるんですよ。今までここまで許せたんだけど、また新しい人たちが来ると、また閉ざしてしまう。うまくいっている話も、また振り出しに戻るのではないかと、そういうことがあるので、私はその人数については何も言いませんけれども、ただその時期とか、そういうものに対して、次の人がやって一緒にいくローテーションというか、その変わる時期の引き継ぎ期間というものを長くしたらどうかということで、実際の話、部長どう思いますか、うまくできますか。一般から、私から見たら大変だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 地域整備部の関係については、ほとんどの方が新職員の方、それで期間は3カ月、6カ月、1年ということで、おおむねの方が来年の3月31日で一斉にいらなくなります。ただし、やはり全国から来ているものですから、町職員ですと1週間くらいの引き継ぎ期間があつて、それでも皆さん側に、課が違ってもそこに行って、これはどうだった、こうだったと、課が別になってもいろいろ引き継ぎが長くできる期間があります。ただ、地域整備部に関しては、今言ったように3月31日ではほぼ全員の方がいなくなる。各班がおおむねプロパーが1人ずつということで、できるものであればせいぜい少し今小松議員さんが言いましたように、引き継ぎ期間を少し長めにとってもらって、前任者が今まで積み上げたいろいろな知識を、次の方にうまくリンクというか引き継ぎできるような期間があればありがたいとは思っています。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 今部長の言った話、これは町民の方々から出ているんです。あの人たちが、こうやっているが、いついなくなるんだべと、今まで話したことは次に伝わっていくのかというのから私は心配したんです。やっぱり、総務部長、これについて、副町長、町長でもいいんですけども、やっぱり対応しなくては、きのう町長は5歩進んで3歩下がるかもわからないと、それはそれでいいです、全体的な話で。だけれども、最前線というものは、それこそ町民はなんでかんで進むことを目の前にして、それを最

小限におさめるということで、なぜか国の批判も県の批判も全部町長に来ます。ですから、本当にこれは国の話だのあだのこうだの民間の大槌町の町民の方は、全部そういうどれが国、どれが県、そういうのは関係ないから、全部それは町長の責任だという話で来ていますからね。だから、そこの中でやっぱりスムーズに行けることは行かせるようにお願いしたいですが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 小松議員がおっしゃることは、全くそのとおりでございまして、我々もその引き継ぎと申しますか、できれば継続して派遣していただきたいということで、私も実は派遣元の市にお願いにも行ってまいりました。しかし、いろいろと話を聞きますと、派遣していただいている人たちは、その市の中でも全く力のある、いないとその団体でも大変な状況になっているということで、我々のその復興に向けての応援はしたいんだけど、自分たちのほうの市の団体でも、その派遣した職員がいないことによって、いってみれば穴があいていると申しますか、支障を来している。したがって、その継続をするということについても、なかなか厳しいという事情があるようございまして。したがって、それをお願いはしてはきましたけれども、そういう派遣元の団体さんはそういうような状況の中で、我々とすれば、それではどうしていくかということになります。せめて引き継ぎの段階で、通常は1週間ぐらいでやりますが、その辺を何とか支障のないような形の中で引き継ぎを、そういう対応については派遣の市でも、その配慮はしていきたいということも了解と申しますかお願いをし、そしてまた、それはしたいという話もありますので、次善の策という形の中で、引き継ぎについてを何とかスムーズにしていきたいというふうに考えております。ただ、そういう意味で、今小松議員さんがおっしゃるように、その住民の方々が、せつかく1年いて信頼関係を築いてきた派遣職員の方々が、また顔が変わるわけです。そういう面では、大変申しわけないというか、その住民に対する不安等もあるかと思いますが、何としてもそういう派遣元の事情もございまして。したがって、それと同時に任期付職員も採用したような形の中で対応していかざるを得ないということございまして、町民の皆様方にはそういった事情を理解していただきたいなというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。まず、引き継ぎはちゃんとしてくれると、本当に副町長、そうなんです。やっぱり、町民の方がその引き継ぎで来る人、その人も

仕事ができる人だと思います。やっぱり復興に来るため。前に今いた人も仕事ができる人、できる人はいろいろな面で町民に入っています。入っているのを受け継ぐのも新しく来た人だと思います。だから、2人行って、この人に任せるから町民の皆さん心配しないでくださいと、地元に入り込むのは最前線の人たちですから、一緒に行って、だから心配しないでくださいよと、それまで安心させるのも復興の一つだと思いますので、そのところはくれぐれも本当によろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 小松議員に関連しますけれども、小松議員もものをわかつての話だから、それこそ何とか早目の復興を願いたいという思いで、それこそ派遣職員の方をお願いするんですけれども、まず一番悪いのは、この津波が悪いことであって、それこそ優秀な大槌町の幹部連中がほとんど役場前で亡くなったという、それはどうしようもない事例でありますので、いろいろな各地域からそれこそ派遣職員をお願いしているんですけれども、一生懸命やってもらっています、それはわかりますが、ただ、ここに座っている人たちはそれなりの幹部連中といいますか、そういうふうになっていますけれども、案外逆に、私から言わせれば、マニュアルがあるんですよね、1足す1は2というふうに。そのとおり、そのほうが無事で公務員として可もなく否もなく、その任期とか何か月でも半年でもおさめればいいというような考え方でなく、本当にこの大槌町のことを考えるならば、1足す1が3になったり5になったりやるような、本当は派遣職員も実際は欲しいです。1足す1は2というのは誰でもわかりますよ、そのとおりだから。ただ、もう少し本気になって、大槌町のために骨を埋めるんだと、これも大きさですけれども、そういうような人たちがもっと働けるような、これから町長初め副町長さんたちが育てていかなければ、まして地元のこういう若い人たちがこれから入ってくることで、そういうのも育てながら、よりよい方向の役場職員のつながりといえますか、そういうことをつくってってもらいたい、そういう願いです。（「要望です」の声あり）答弁がありましたらいただきます。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） まず、基本的にはプロパーの職員を育てていくというのは大事です。それから、やはり何としても、今部長が申し上げましたように、3カ月と6カ月、長くて12カ月という形の中でできておりますので、3カ月で交替する職員もあります。その中では、やはり基本から始めるという形の中で、住民との関係がそういう基本どお

りといったような、大槌町の状況をわからないで交替するという職員もごございますので、その辺は町民の人たちは恐らくわからないでしょうけれども、そういったことの短い期間の派遣での弊害があるのかなというふうに感じておりますが、いずれにしても、基本はこれから復興に向けては、プロパーの職員を育てていくことが一番大事ではないかなというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私も関連して、要するに小松議員の言っていることは、せっかく第一線で活躍している職員と住民との関係ですね。せっかく構築されたそういう信頼関係を守っていかないことには、仕事も進まないと思うんですよ。そういうことで、小松議員がおっしゃっていると思うんですけども、何とか、派遣職員の事情もわかるんです、2年も3年も置かれたら大変な話だものね。家庭を持って来ているわけですから。ただ、せっかくのその派遣されてきている職員と地元職員、いかにこう組み合わせしていくかということが大事だと思うんですけども。いらしている方々はみんな優秀な方々がいらしているわけですけども、その方々と地元の職員をいかに組み合わせ育てていくかということだと思んですけども、どうですかその辺は。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 全くそのとおりですが、何しろプロパーの職員が123人、それから派遣いただいている職員が今現在で75名という形の中で、できるだけその復興に向けた部署には自前の職員を派遣したいということで、人事についてもいろいろと工夫をしておりますが、反面、一般の直接復興というか、言ってみれば全部が復興にかかわるわけでございますので、絶対数が現状の中では足りないという形がございます。いずれにしても、後藤議員さんがおっしゃるような形の中で何とか人事を考えて、現在いっているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） きのうの一般質問でも言いましたけれども、なかなかその相手の市町村の事情もあるから、あと1年貸してけろというのもなかなか、それは困難なのはわかります。月ごとにその期限つきの臨時職員さんの数も増えているように新聞では見えていますので、できるだけこの引き継ぎが、事務引き継ぎの1週間ではないので、やはり行政職員でプロパーとはいえ、任期つきで全く新しい人が入ってくるわけですよ。そうすれば、行政のノウハウだったり、また地域整備に関しては区画整理事業だ、防集

だ、災害促進だ、いろいろな法律があるわけですね。そういうのは、やはり時間をかけてやるしかないんだと思います。例えば今12月で、派遣職員さんがいなくなるのが3月、正味3カ月間ぐらいの中で、我々が心配するのは、地域ごとに今まで一生懸命大阪の人、北海道の人から来てもらっていますけれども、その人たちがいなくなったときに、上手にプロパーの職員の人たちに引き継げるように、現場を見せながら同行させながらやっていかないと、なかなか事務引き継ぎだけでは心が通っていかないわけです。きのうも質問で申し上げましたけれども、ばかのつけくらわされても一生懸命丁寧に説明するわけです。でも、これがプロパーで地元の職員になっていくというと、お前はどこのやつだ、から入るわけですね、極端な話です。そういうためにも、やはりこの時間をかけながら、こんな意見があった、あんな意見があったという現場を見せながら、特に地域整備のほうはやりながらやっていかないと、なかなか進まないような気がしますので、それは私が申し上げるまでもないんですけれども、ぜひそういう体制の中でよろしくお願ひしたいし、あと、現在ここに座っていらっしゃるもともとプロパーの町職員の幹部職員の中でも、定年を迎えるとかいろいろな問題がありますけれども、やはり有能な人材はきちんと残して引き継いでいかないと、それはそれって木で鼻をかんだようにいくと、なかなかそれもおくれのもとになるのかなという気がします。

そこで、私が気にかかるのが1点で、教育委員会の事務部局26人から28人、2人ふえていますけれども、小中一貫教育、初めてのことをやる、その説明会にも何度か私も出ていますけれども、今の教育委員会サイドもなかなか不安を解消し切れないのが実際のところではないかなというふうに意見を聞いておるところですが、この2人の増員というのが、その小中一貫教育の専門性を求めた人たちを導入しながらということで、次の大槌をつくる意味で増員をしているのか、ただ単純に復興作業の中で2人を増員しているのかという点はいかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 復興作業の建築技師も含めておりますし、それから今お話にあった、一貫校のそういった携わる職員、それから、この定数の枠ではないですけれども、現在一貫教育に携わっているのは、県派遣の指導主事、本来ですと1名派遣のところを増員していただいて2名の派遣をいただいておりますので、このほかにもまた県派遣ということで人員の確保には努めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 繰り返しになりますけれども、きのうも一般質問で申し上げたように、やはり学校というのは勉強するところですよ、人生経験もそうですけれども。きのうの数値を見てもいろいろなところがわかるわけで、そういう意味できちんとした指導体制というか、吉里吉里以外は仮設の小中学校ですから、なかなか教育環境といっても大変なところもあると思いますけれども、でも、やはりまかぬ種は生えぬで、今のうちにきちんとしたものを作って、新しい学校ができたときにスムーズに移行しながら、学力の向上と、教育委員会サイドのきちんとした指導で、教職員さんもきちんとした小中一貫校のノウハウを持たせるように努力をお願いしたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 理由のところ、理解するためにちょっと教えてください。

災害対策基本法派遣から地方自治法派遣に切りかえるということは、災害から1年9カ月たって、法律的にそのように変えていかなければならないのか、それとも、今まで一般からも公募したのが、これからは自治体からの職員の派遣という形になるのか、ちょっとそこをこのところを理解したいのでお願いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） その点についてご説明申し上げます。

災害派遣法から言えば、職員数に例えば応援職員についてはカウントしなくてもいいという形になっております。自治法上、その部分からすれば、災害から終われば、ある程度落ち着いたらカウントするよという事で県からの指導等がありまして、今派遣される方々含めて、また来年度の派遣も要求も含めて、あと任期付きの採用も含めて、全体として269という形で数字を上げております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第88号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分まで。よろしく申し上げます。

休 憩

午前10時52分

○

再 開

午前11時05分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

先ほど、議案第87号の説明の中で訂正がありますので、発言を許します。石津副町長。

○副町長（石津健二君） 大変申しわけありません。先ほど議案第87号大槌町災害危険区域に関する条例の制定の説明の中で、行方不明者の数について誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。11月末現在で455名の方が行方不明ということでございます。訂正させていただきます。おわび申し上げます。申しわけありませんでした。

○

日程第5 議案第89号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第89号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、議案第89号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第1条、趣旨において、本条例における一般職の任期付職員の採用と給与に関して、地方公務員法及び地方公営企業法との整合性を図るため、文言を追加するものであります。

第7条、給与の特例第1項において、特定任期付職員の給料表を定めたものであります。なお、給料表については、国の基準を参考としております。

また、第4項において、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、特定任期付職員業績手当を支給することができるとしております。

なお、第5項において、その手当については予算の範囲内で行うとしております。

第8条、給与条例の適用除外等第1項において、特定任期付職員には扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び勤勉手当を支給しないとしております。

第2項において、特定任期付職員の期末手当は、6月を100分の140、12月を100分の155とするものであります。

この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 第4項の、特に顕著な業績を挙げたと見られる職員にはということで、これは賞罰というか、そういう扱いとして挙げるものであって、給料というふうな条例の中に挙げるものではないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 国が定めた地方公務員の任期付の部分で、ここは特別職というような位置づけになっていまして、任期付職員の中には特定というものと一般というものの2つに分かれております。特定の部分につきましては先ほど言いましたとおり一般職とはまた別な形の給与体系ということでご理解いただきたいと思ひます。また、その業績に対しての手当ということですが、どこまでも町長が認めるということと、予算できちんとその部分ははっきりさせるということですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 特に顕著な業績という、ではどのようなものがその業績に当たるのか、お聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回の特定の任期付につきましては、この法律が定まった時点で、ITの専門家とか、イベントのプランナー、弁護士、公認会計士という形が想定をされておりました。外部の優秀な人材をもって即戦力という形で、目標を定めて採用することになります。その方々に一生懸命頑張ってもらったというところで、改めてここで新たな手当を出すという形になりますので、顕著にその方々が当初の目的を達成いただけることが、この手当の支給になるものと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 専門職ということで、一般的な給与体系のほう、大分高いかと思ひますけれども、こちらは国の基準ということで理解いたしました。こちらの、先ほど俊作議員からの質問で、専門分野というのも、先ほどITや法律関係、イベント等の

そういったところも理解できました。こちらの専門職員のほうは、大体何名くらい予定されておりますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今のところは、まだ予定はございません。これから町の復旧・復興の中で、そういう人材が必要だというときには、適時に採用できるように法改正をすると、条例改正をすることによって考えております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 了解いたしました。こちらの任期付職員ということで、任期のほうは何年の予定で採用になりますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 条例上は3年となっております。ただし、5年までの延長は可能であるということになります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 先ほどの顕著な業績ということで、IT関係、弁護士等とお話しになりましたけれども、これは顕著な業績という内容ではないんですけれども、考えられる業績というのは、特には考えていないわけですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回、任期付を定める場合、やはり専門的であるというようなこと、外部の優秀な人材であるということ、そしてそれが即戦力であるということなどを考えますと、やはりこの人だということを決めて、その方がきちんと当初の目的を達成されるそういう実績があると、やはりそれは予算で措置しますので、議会の関係者からも、議員の先生からも認められる、そういうところで改めてその予算がつくという形で考えていただければと思います。

○議長（阿部六平君） 3回やっていますから。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 国の基準を参考にしたということのようですので、それはそれでいいかと思いますが、私はこういうたぐいの給料表は、最高額は町長の給料を超えてはいけないのではないかと思います。例えば、私は超える部分は、本俸は超えないようにして、それより例えば支払わなければならないときは、手当等をもって加算するというやり方をしなければ、あくまでもこれはおかしいやり方ではないのかなと、私自身はそう思います。その辺は、今回のこの給料表を作成するに当たり、議論がなか

ったのかどうかというところをお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回の特定任期付につきましては、それぞれの生活があって、そこから来る方々があると思います。ですから、確かにそのご意見は考えましたが、やはりその人がぜひとも必要だということで、前の生活のことも考えますと、その踏まえられた形での金額になろうと思います。それで、やはり町長のというお話がありますが、その部分では、ぜひともその人が必要だという形で、前職の給料との勘案をしながら給与を決めていくという形になろうと思いますし、この条例の中には、次にはそれに見合わない場合についても、それは町長のほうで判断をするという形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第89号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第90号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第90号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第90号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第32条の1、個人の町民税の税率の特例等の追加は、個人の町民税の均等割の税率の特例等を定めるものであり、臨時措置として平成26年度から平成35年度までに限り、均等割の税率を第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額3,000円に500円を加算した額とするものであります。

第90条の2、たばこ税の税率は、たばこ税の税率を1,000本につき4,618円としていたものを5,262円に改正するものであります。

附則、第9条第1項及び第2項は、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等について定めていたものであり、改正によりその特例措置であった退職所得に係る町民税の10%税額控除が廃止されたことから、本条項を削除するものであります。

第16条の2、たばこ税の税率の特例は、喫煙用の紙たばこに係るたばこ税の税率を、第90条の2の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,190円としていたものを2,495円に改正するものであります。

次のページをお開きください。

附則第1条は、施行期日を公布の日から施行するものと定めるものであります。ただし、大槌町町税条例附則第9条の改正規定については、平成25年1月1日から施行し、同条第90条の2の改正規定及び同条例附則第16条の2第1項については、平成25年4月から施行するものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置を定めたものであり、平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等、この条例による改正前の大槌町町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、従前のおりとするものであります。

第3条は、町たばこ税に関する経過措置について定めるものであり、平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、従前のおりとするものであります。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第90号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第91号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第91号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第91号財産の取得について。

1、契約の目的、大ケロ地区災害公営住宅等の取得になります。

2、契約の方法、随意契約になります。

3、契約の金額、15億5,702万9,500円です。

4、契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、URです。震災復興推進役小山潤二。

次のページをお願いします。

今までの災害公営住宅の整備事業の流れと、あと今後の予定を記載しております。

まず、平成24年4月11日に、大槌町と独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と「東日本大震災における災害公営住宅整備に係る基本協定」を締結しております。

それで、12月、今回の財産の取得の議決の承認をいただきましたらば、本契約を結ぶ予定であります。

そして、1月から3月にかけて実際の工事に入っていきたいと。3月末から建設工事、5月に入居希望をとりたいと考えております。そして、8月に完成、そして入居開始を目指しております。

次のページをお願いいたします。

これは、大ケロ住宅の配置計画図です。この図面についても、以前議員の皆様方には提示しておりました。それで、右下に書いてある間取りなんですけど、1DKから4DK、中で2DKで車椅子対応ということで4戸ほど設け、合計で70戸計画する予定です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） このつくるものに対しては、あんまり言いません。ただ、町民の言葉に対して、少し言わせていただきます。

まず、1DKなるもののこの平米数、言うなればこの間取りですよ。1つの間取り、言うなれば和室が1つですよ、そこには1人の方が住みますよ、町民の方々、私はずっと常々言っていました、帰る人たちのところもつくったらどうですかということの中、そして委員会でも、この後もまた委員会でもこれについて協議はしますけれども。そこで、まずこの間取り1DKなるものの中に、例えば軽微な変更を得て2部屋にできるものとするならば、それも変更ができるのか、が1つです。そして、これは住民の声と私

の思いを今から言います。私たちは親から生まれ、今ここに立ち、ここに座っている方々もみんな親がいます。その親に対して、私たちは孝行をしなければならないと。親はいつまでも自分の息子をかわいがります。親は、今この田舎の中で住んで、その子供もしくはその孫を待ちわびております。そのもの自体を私たちはつくってやるべきではないんですか。それが親孝行というもの、復興というものは、ただつくって住ませるだけが復興ではないんです。と私は思いますよ。復興という名のもとに、親孝行というものも重ねてはいかがでしょうか。（「そのとおりだ」の声あり）どうですか。

○議長（阿部六平君） 管理用地課長。

○管理用地課長（西迫三千男君） 今小松議員の質問でございますけれども、昨日東梅議員さんからも質問といたしますか、要望といたしますか、そういう質問もございましたので、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、住宅生活の安定の確保の向上から、促進という意味から住生活基本法というのが平成8年にございます。その中では、単身者の最低居住面積水準は25平米と定めております。また、公営住宅等整備基準でも同様に定めております。しかしながら、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定とした面積として誘導居住面積水準として40平米という定めがございまして、それをもとに進めております。多様なニーズに対応するため想定される間取りという表現もございますので、議員質問1点目の間取りの変更については前向きに対応してまいりたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、災害公営住宅の入居条件ということで、今更申し上げるまでもございませぬけれども、3点ほどあるということで、罹災証明の発行を受けている方、あるいは今回の大震災によりまして滅失した住宅にお住まいの方、それから防災集団移転促進事業、それから震災復興土地区画整理事業によりまして移転を余儀なくされた方ということで、読み方かなと思っております。今議員申されたように、親孝行のためということで、そこに住民票を置くか、置かないかという問題もございませぬけれども、それはいろいろな観点から捉えていったらいいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 課長、本当に答弁ありがとうございます。その再構なるまでの40平米というもの、それに対して変更もできますよと、できそうですものね。やっぱり、

さっき後ろから孝行したいときには親はなしと言いましたけれども、私も30歳、40歳で両親を亡くしています。だけれども、今ここにいる中でも、親というものはいる方、いない方いろいろあります。歳がいった人は宝です。いろいろな苦勞をしたときにも、私は助けられもしました。怒られもしました。やっぱりそういう方々を、復興という名のもとに、何回も言いますけれども、ばあちゃん、復興の名のもとに心配するなど、そういうことで、住むところもちゃんと確保するし、息子も娘も孫も来ても入るところがちゃんとあるんだよ、今の仮設と同じではないからねと、そこまでの言葉を欲しいんです。今の課長の話で、そういうことができるという話で安心しましたけれども、あとはそれなりに議員としても委員会としても、それから煮詰めて、またお願いはいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この工事の中で、盛り土というふうにございます。この盛り土の正確な高さが決まっているのであれば知りたいんですが、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今想定している高さは1メートルです。そして、そのほかに基礎の高さを50センチ上げて、その上に建物を建てる予定です。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第91号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第92号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第92号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第92号財産の取得について。

1、契約の目的、屋敷前地区災害公営住宅等の取得。それで、この屋敷前の言葉なん

ですけれども、現在の復興交付金事業のほうに申請名称になっておりますので、今は屋敷前、タイミングを見て源水地区に変えたいと思っております。

2、契約の方法、随意契約になります。

3、契約の金額、5億3,195万3,000円となります。

4、契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、震災復興推進役小山潤二です。

次のページをお願いします。

先ほどの大ケ口地区と同じように、事業の流れなんですけど、申しわけございません、一番下の8月と議員の皆様の前にお知らせしてしていました。実は、ちょっといろいろ事情というか、時間的にも間に合わないということで10月、ただし事業の進捗は少しでも前倒しできるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次のページをお願いします。

これは、屋敷前の配置図になります。戸数は21戸です。間取りと広さ、戸数は右下に書いてあるとおりです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） この流れの中には、源水屋敷前は、これは盛り土はないんでしょうか。先日の町議会の中では、消防用地は盛り土をしようと言っていたんですが、この辺の境目というのはどうなんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 下は鉄筋コンクリート造の高床式というか、下を駐車場にしてピロティー型の予定にしております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第92号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 3 3 分

○

再 開

午後 1 時 2 0 分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第9 議案第93号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第93号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、私のほうから議案第93号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。

1 款町税 1 項町民税、補正額3,809万6,000円の減は、現年度分の調定の確定によるものであります。

2 項固定資産税、補正額5,023万5,000円は、現年度分の調定の確定及び滞納繰越分の収入見込みによるものであります。

3 項軽自動車税、補正額443万4,000円は、収入見込みによるものであります。

9 款地方交付税 1 項地方交付税、補正額13億1,888万1,000円は、防災集団移転促進事業等の交付金事業に係る震災復興特別交付税であります。

12 款使用料及び手数料 2 項手数料、補正額40万円は、税務事務手数料の収入見込みによる増であります。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額1,987万2,000円は、障害者自立支援給付費の増に伴う負担金であります。

2 項国庫補助金、補正額192億8,310万4,000円は、災害廃棄物処理事業補助金及び防災集団移転促進事業等の復興交付金事業の交付決定による補助金であります。

14 款県支出金 1 項県負担金、補正額1,618万4,000円は、障がい者自立支援給付費負担金及び応急仮設住宅等共益費負担金であります。

2 項県補助金、補正額7,839万8,000円は、福祉灯油助成事業補助金及び漁業集落環境

整備事業等の復興交付金事業に係る補助金であります。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額8,558万5,000円は、災害の記憶を風化させない事業基金及び閉校記念事業等に充当する教育費寄附金等であります。

17款繰入金 2 項基金繰入金、補正額 9 億3,076万7,000円は、大槌町産業復興促進補助金に係るふるさとづくり基金繰入金及び防災集団移転促進事業等の復興交付金事業に係る東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

2 ページをお願いします。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額4,618万1,000円の減は、町税及び諸収入等による繰越金の減額であります。

19款諸収入 4 項雑入、補正額 1 億3,723万9,000円は、インフルエンザ予防接種に対するユニセフからの支援金及び小中学校の太陽光発電設備整備に対するココ・コーラ復興支援基金等であります。

20款町債 1 項町債、補正額617万1,000円は、臨時財政対策債の確定による増額であります。

3 ページをお願いします。。

歳出。

1 款 1 項議会費、補正額51万7,000円は、会議録作成業務委託料等であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額128億5,627万4,000円は、災害の記憶を風化させない事業基金及び防災集団移転促進事業や市街地復興効果促進事業等の東日本大震災復興交付金基金積立金等であります。

2 項徴税费、補正額547万8,000円は人件費であります。

3 項戸籍住民基本台帳費、補正額 2 万2,000円は人件費であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額4,429万1,000円は、福祉灯油助成事業費及び障がい者自立支援給付費等であります。

2 項児童福祉費、補正額197万円の減は、子ども手当システム改修業務委託料の確定による減額であります。

4 款民生費衛生費 1 項保健衛生費、補正額1,403万7,000円は、災害復旧事業に係る上水道会計負担金及び中学校以下に係るインフルエンザ予防接種費用助成金等であります。

2 項清掃費、補正額74億6,093万円は、集積がれき中間処理及び最終処分業務委託料及び大槌北小学校解体工事費等であります。

6 款農林水産業 1 項農業費、補正額63万6,000円は、除染前牧草地刈払業務委託料等
であります。

2 項林業費、補正額5,000円は、人件費であります。

3 項水産業費、補正額 1 億269万3,000円は、漁業集落等に係る漁業集落防災機能強化
事業計画策定業務及び浪板・吉里吉里地区雨水排水路整備設計委託料ほかの復興交付金
事業等であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額7,413万5,000円は、町単独の産業振興施策であります
大槌町産業復興促進補助金及び浪板海岸海底砂量調査委託料等であります。

4 ページをお願いします。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額1,604万4,000円は、人件費であります。

2 項道路橋梁費、補正額954万5,000円は、町道に係る維持管理業務及び維持補修工事
等であります。

3 項河川費、補正額300万円は、河川維持修繕業務委託料であります。

4 項都市計画費、補正額10億3,381万1,000円は、防災集団移転団地造成工事費及び土
地区画整理事業区内の試験盛り土に係る業務委託料等であります。

5 項住宅費、補正額626万円は、応急仮設住宅に係る光熱水費等であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額 1 億4,286万3,000円は、消防救急無線デジタル化に係
る釜石大槌行政事務組合負担金等であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額153万円は、奨学金貸付基金寄附金繰出金等であ
ります。

2 項小学校費、補正額3,638万5,000円は、吉里吉里小学校への太陽光発電設備等整備
工事費及び県立大槌病院跡地での仮設小学校グラウンド整備に係る測量設計業務委託料
等であります。

3 項中学校費、補正額3,110万1,000円は、吉里吉里中学校に係る太陽光発電設備等整
備工事費等であります。

4 項社会教育費、補正額130万7,000円は、人件費であります。

5 項保健体育費、補正額370万3,000円は、学校給食センターに係る非常用発電機整備
費等であります。

11 款災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費、補正額439万6,000円は、上町ふれあいセン
ター及び桜木町保健福祉会館に係る備品等の災害復旧費であります。

5 ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費」。

6 款農林水産業費 3 項水産業費、漁業集落防災機能強化事業、2,793万円。

8 款土木費 4 項都市計画費、都市公園基本構想策定事業、2,500万円。

8 款土木費 5 項住宅費、災害公営住宅整備事業、4,500万円。

10 款教育費 2 項小学校費、仮設小中学校グラウンド整備事業、529万2,000円。

10 款教育費 2 項小学校費、太陽光発電設備等整備事業、2,975万円。

10 款教育費 3 項中学校費、太陽光発電設備等整備事業、2,975万円。

発注時期や地権者等の調整等により、工期や契約期間が翌年度に及ぶもの6件の繰越明許費であります。

6 ページをお開きください。

「第3表 債務負担行為補正」。

トラックスケール借上料、平成24年度から平成25年度まで、限度額281万9,000円。

東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給金、平成24年度から平成29年度まで、利子補給限度額136万円。

瓦れき処理業務に係るトラックスケールの賃借料及び震災で被災した中小漁業者に対する融資の利子補給金であります。

7 ページをお開きください。変更。

仮設小中学校空調設備賃借料、補正前、平成24年度から平成25年度まで、限度額1,000万円。補正後、補正前と同様の期間、限度額2,656万5,000円。

仮設小中学校のエアコンの賃借料について、来年度に撤去料が含まれることから、債務負担限度額を変更するものであります。

8 ページをお開きください。

「第4表 地方債補正」、変更。

起債の目的、臨時財政対策債。補正前、限度額2億6,815万5,000円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利息に借り換えることができる。補正後、限度額2億7,432万6,000円。起債の方法、

利率、償還の方法は補正前と同じです。臨時財政対策債の確定による変更であります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「議長、質疑に入る前にいいですか」の声あり）はい。

○12番（野崎重太君） きのうの一般質問の中で、東梅康悦さんが選挙ということで質問されました。その中で、党名あるいは立候補者の氏名を言いながら、それでも小松議員から、あれ、今選挙中なのでちょっとおかしいのではないかなという、そういう疑義の申しがありましたけれども、議長さんは私が受けたからいいんだという、そういう方向で進行させた経過があります。しかしながら、選管のほうにちょっとお伺いしましたところ、白でもない、黒でもない、これが公職選挙法に触れるならば、別の機関の捜査にかかわるおそれがあるという、そういうお話をお伺いしました。私は、そのところの党名あるいは候補者名の名前を削除すべき、議案からですよ、削除すべきだと思いますが、もし本人の東梅議員がいいならば、了とするならば、これは削除すべき議案だと思いますが、いかがですか、議長。

○議長（阿部六平君） きのうの東梅議員さんの質問につきましては、私としては、候補者の名前も言いましたけれども、この候補者を支持しますとか、この人をどうしますというあれがなかったものですから、たまたま名前は出たんですけれども、削除する必要はないのではないかと判断しております。

○12番（野崎重太君） 候補者の支持云々かんぬんではなく、私はいろいろなTPP、消費税、さまざまな問題があるから、私は投票しませんという、そういう行為が行われました、実際的に。そして、私の年代の人に投票したいというような、そういう議事録があるはずですよ。私はちゃんと全部聞いています。そういうことを、いつまでも変なほうにいつてはなんですけれども、これはもちろん本人の意向ですけれども、私は議事録から削除すべき質問ではないかなと、そういうふうに思いますから、今急遽議長にお伺いしたわけでありまして。

○議長（阿部六平君） はい、わかりました。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 私のきのうの一般質問の、町長に向けての再質問の中で、今野崎議員がおっしゃられたように、自分も昨夜家に帰っていろいろ考えた結果、どうしても今野崎さんが言われたところは、自分にとっても不適切な表現の仕方の中での質問だったと、自分も反省しております。全てが私の勉強不足から行われた質問であります。私

のお願いといたしましては、昨日の質問に対しましては、その部分をぜひ削除していただければと考えております。また、今後につきましては、勉強を重ねた上で、そういうふうな不適切な発言、質問等を今後控えるようにしますので、今回はそういうことで、まず取り下げ、一部分なんですけれど、取り下げを、削除をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君）　ただいま東梅議員さんの議事録を消去してほしいということに、皆さんご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部六平君）　異議なしと認めます。削除することにいたします。どうも申しわけありませんでした。

それでは、よろしいですか。質疑に入ります。（「進行」の声あり）

5ページ、「第2表 繰越明許費」。（「進行」の声あり）進行します。

6ページ、「第3表 債務負担行為補正」追加。（「進行」の声あり）進行します。

7ページ、変更。（「進行」の声あり）進行します。

11ページ、歳入。1款町税1項町民税。進行します。

2項固定資産税。3項軽自動車税。

9款地方交付税1項地方交付税。

12款使用料及び手数料2項手数料。

12ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金。2項国庫補助金。

14款県支出金1項県負担金。進行します。

13ページ、2項県補助金。

16款寄附金。東梅 守君。

○3番（東梅 守君）　寄附金のところの、災害の記憶を風化させない事業基金寄附金、金額が補正が8,000万円あります。この寄附金の内容についてお願いをしたいと思えます。

○議長（阿部六平君）　総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

災害の記憶を風化させない事業基金でございますが、こちらは鎮魂の森、あとは観光船はまゆりの復元に係る事業費を、全国国内外からの寄附によって賄おうというもので、4月から募集を行っているものでございます。

- 議長（阿部六平君） 東梅 守君。
- 3番（東梅 守君） そうすると、この寄附金の内容は、この災害の記憶を風化させない事業基金に対する寄附金があったということによろしいのでしょうか。
- 議長（阿部六平君） 総合政策部長。
- 総合政策部長（澤田彰弘君） 本日現在で、寄附が7,843万5,959円ございます。これに、今後の見込みということで150万円ほど加えた8,000万円ということで、今回計上させていただきます。
- 議長（阿部六平君） 東梅 守君。
- 3番（東梅 守君） その加えた150万円はどこから出てきたものですか。
- 議長（阿部六平君） 総合政策部長。
- 総合政策部長（澤田彰弘君） 現時点で7,800万円ほどの寄附をいただいております、それに今後3月までに150万円ほど新たな寄附が来るのではないかという見込みで、端数をそろえるといいますか、それで8,000万円ということで今回計上させていただきます。（「はい、わかりました」の声あり）
- 議長（阿部六平君） 芳賀君。
- 2番（芳賀 潤君） 関連の質問ですけれども、例えば同じようなというか、一般寄附を仰いで、この被災地の復興に関するもので高田の一本松が結構有名なんです、高田の一本松の場合、新聞報道によると10月末現在ぐらいで1億5,000万円の総事業費に対して5,000万円弱しか集まらないので大変だという報道がなされていましたが、大槌が今の時点で8,000万円集まっているというのは、どこから大口の方がどんと入れてくれたのか、公表できるのであれば、何かそういうのがあればお知らせください。
- 議長（阿部六平君） 総合政策部長。
- 総合政策部長（澤田彰弘君） まず、個人の方からのご寄附ということで、ちょっとお名前は申し上げることはできませんが、医師の方から500万円ご寄附をいただいているというのと、あとは先日アサヒビールグループ様のほうから300万円寄附をいただいております。あとは、11月上旬に東京の企業様、DHC様から6,800万円ほどのご寄附をいただいております。こちらが大きいところでございます。
- 議長（阿部六平君） 芳賀君。
- 2番（芳賀 潤君） ありがたいですね。DHCさん、化粧品会社ですが、6,800万円はすごいですね。私の記憶違いでしたら申しわけないのでお知らせください。高田をあ

えて引き合いに出すわけではないんですけども、その総事業費が1億5,000万円、大槌町が予定している鎮魂の森、はまゆり観光船の復元等々の総事業費の予定額を再確認をさせていただきます。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 鎮魂の森については、まだまだ事業費を固めておりません。構想をこれからやっていかなければならない、その構想の中で事業費をはじいていかなければなりません、私が今想定しているのは、14.5メートルの裏側を景観形成のために鎮魂の森、そしてそこには4月30日にデモンストレーションいたしました横浜ゴム様と、あるいは横浜国立大の宮脇先生等のご支援もあって、鎮魂の森を、防潮堤を築いたわけですが、その植林等の活動、あるいは若干のモニュメント等、この鎮魂の森がまだ交付金事業として今調整しておりますので、そういった対象にならないような事業に、この基金を活用していきたいと。したがって、まだ事業費等は固まっていないという状況でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 今の答弁にあったように、その交付金事業でも申請できるのであれば申請して、その補助金対象外の部分について寄附を充てるというのは理解しました。ただ、そのいろいろな、例えば鎮魂の森をつくるであろうというところの付近の隣接する大型堤防であるとか水門であるとか、ある程度そのハード的なものが見えてきています。はまゆり観光船を、FRBになるのか何するかは別にして、その構造にもよって事業費が全然違うだろうし、船だけを復活させるのか、縮小するのか、そこを博物館化するのかによっても全然事業費が異なるとは思いますが、現実問題として8,000万円相当の寄附金を受けている以上は、概要程度はある程度こういうことで、この程度の規模でいきたいと、思う以上にですよ、今後こういう寄附金が見込まれるような場合には、本当は10のものをつくりたかったけれども、もう少しグレードを上げて20のものにしたいとかという補正はわかりますけれども、全然何もない中で寄附だけを仰いでいるというのも、スタートの時点ではいいんですけども、これだけの金が集まってくると、やはりせっかく寄附してくれた方々への思いとか、そういうものも、頑張っほしいと思って寄附していただいているわけなので、何かそういうのも今後は形に見えてきたほうが、寄附をしていただいた方にもいいのではないかなと、そのように思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 進行します。

17款繰入金2項基金繰入金。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） ふるさとづくり基金ということでお尋ねいたします。

先般いろいろ説明ありましたけれど、住宅再建に向けた新築の150万円が、この基金から出ますよね。そしてまた、商工の関係でも1,500万円を上限とした補助金をこの基金から支出すると、それはそれで大変いいことだと思います。それで、このふるさとづくり基金そのものが、今回のこの津波を経て制定された基金ではなかったのではないかと私は考えております。実際は、平成に入って初めのころに、この基金が制定されたのではないかなど、私がちょっと調べた範囲ではそのような状況なっています。このふるさとづくり基金は、今こういうような状況下の中では、今回の震災の復旧・復興に特化した基金のように見受けられるんですけど、本来その制定したときの目的等は、今回の震災等は到底考えていなかったはずですので、その基金には基金の目的があつてふるさとづくり基金というものをつくったと思うんです。ですので、今ふるさとづくり基金をいろいろな事業の中で、早い話がその限られた何十億というお金を、あの事業、この事業という形で充当するのはわかりますけれども、もっと違う使い方、本来の目的が震災前に制定されたものであれば、その辺の使いようにも、用途をまず広げたほうがいいのではないかとということなんですけれど、その点に関しましていかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤舘和彦君） 確かに、震災のためにつくった基金ではないということです。その何年か前から始まったふるさと納税、そういった形で使ってきた、そのあたりでは数百万円単位、二、三百万円ぐらいしか残がなかったですかね。それで、自治体のその育成とか、それからいろいろな高齢者の活動とか、そういった部分に補助金として1件10万円だったですかね、それを3年間やるというふうな要項もつくって、何件か補助をした例はありました。そういった状況の中で、今度はその震災でこういう被災をしたということで、県のほうから一括の基金で公布されるときに、そういった基金があれば新たに基金を設置しなくてもそこで受けられるということだったものですから、それを使ってきたということになります。

その今基金の残高には30億円、40億円ぐらいあるんですが、その中ではそういった部分の区別はしております。ふるさと納税の分が幾ら、それからこういった復興交付金、復興事業にもらっている金額が幾らというふうにはしております。今復興の最中ですか

ら、だんだん落ち着いてくれば、いろいろな活動なんかも出てくる。そういった場合には、ふるさと納税で使った分がまだのこっていますから、そういった分を活用していきたいなと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。

18款繰越金1項繰越金。

19款諸収入4項雑入。

14ページ、20款町債1項町債。

15ページ、3、歳出に入ります。

1 款議会費1項議会費。進行します。

2 款総務費1項総務管理費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 簡単なことなんですけれども、先日それこそ課の連携が悪いのかいいのか、それは横との関係だと思えるんですけれども、行方不明者であった人が死んでいたり、どっちだったかわからないけれども、死んだ人が生きていたり、ありましたね、総務課長、総務部長さん。その辺のところを、新聞だけで私たち見ているものだから、その辺のところを説明してほしいということです。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 野崎議員が言われましたとおり、新聞でああいう形になりました。実は、課の連携がよくなって、きちんと整理はできていたんですが、町民課との連携の中で数字がはっきりしなかったという形になりました。これは、きちんとこれから連携をとりながら、行方不明者の数は確定をしまいたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 町長さんの行政報告の中でも入っていればよかったんですけども、それも入っていなかったからあえて聞くんですけれども、例えば死亡した人が生きていた、それで死亡すれば弔慰金というのがかかわるんですけれども、そういう関係はどうなんですか。何もなかったということですか。その辺のところ。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 弔慰金関係につきましては、申請があった部分については支援室のほうで申達しているという状況にありますので、今回のその住民票上での行方不明とか死亡の部分で弔慰金が支給になっていた方の分が戻るとか、そういったことは今の時点ではないということになります。

以上です。

○議長（阿部六平君） 進行します。

16ページ、2項徴税費。3項戸籍住民基本台帳費。進行します。

3款民生費1項社会福祉費。小松君。

○7番（小松則明君） この民生費の中の部分のこの条項のことだけちょっとずれますけれども、この民生費の中で、私が前の一般質問の中でも、生活保護世帯とかそういう部分で、この新聞のほうで、余り新聞は信じないんですけども、岩手の弁護士会の話で、義援金などは全額収入と認定するべきではないと、義援金など当面の生活に費やせることは自分らの判断、意思に基づいて再建を目指す自由の保護世帯から奪うと、言うなれば義援金、支援金は生活のためのお金ではないよということを、今になってこうやって出てきているんですけども、前から私は言っているんですよ。それで、今この1年と9カ月過ぎました。義援金、支援金もまずあのときは収益とみなすということで、使い切った方が現在おられるのか、それとまた、前に部長さんが言ったとおり、使い果たしたら2週間以内という話を私は答弁でいただきましたけれども、現在その復帰という言い方はおかしいんですけども、そういう生活保護を受けるべき人が現在また再度なっている件数とか、実際ありますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 生活保護制度についてのご質問でございますけれども、まず制度上かいつまんでお話をいたしますと、ただいま小松議員さんがご指摘をしたとおりでございます。基本的には県が保護の決定はしております。昨年の議会でも小松議員さんのほうからご質問いただきまして、私もそのときご答弁をさせていただきましたが、義援金につきましては、ストレートに全て収入認定をすると、生活費に全て使いなさいという制度ではございません。当然のことながら、さまざまなこれからの生活の設計とかもございまして、こういうものに将来使いたいのだと、例えばお子様の教育費ですとか、お子様が将来高校とか大学とかに進学をする際に、その教育費に充てたいのだということであれば、その分につきましては収入認定をしないという取り扱いがきちんと認められているところでございます。ただ、そういうふうな将来的な設計を踏まえて、こういうものに使いたいのだということが何もないもの、いわゆるその際には生活費に当然のことながらお使いをいただくということが基本でございますので、実際のところ、義援金の収入がありまして保護が廃止になっているケースは当町でも相当ございます。

2つ目のご質問でございますけれども、ただいま現在、その義援金のほう、やはり使い果たしたと、そろそろなくなってきたということで、再度生活保護のほうをお願いをしたいというご相談、申請につきましては、少しふえてきている状況でございます。今手持ちに具体的な件数は持ってございませんけれども、相当ふえてきているというふうにはここではお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 十分にお話はわかりました。まず、この弁護士会の方々、私もその義援金、支援金に対しての意見ということは、この弁護士会の人たちと考え方は一緒で、まずもらったよと、同じ被災、生活保護の人たちも、一般の普通に生活する人たちも同じ義援金、支援金をもらいました。片方の人は、それを貯蓄にして将来的なものに回せる。生活保護の人は、生活そのものに使いなさい。何か矛盾があるのではないかと、今のところはそのきまり上そうなっています。例えば、これがこの弁護士の先生たちがなった場合には、返還というのもあり得るのかなと思えますけれども、多分ないかもわからないんです。ただ、そういうことも胸の内に私は秘めているんですけども、部長、矛盾を感じませんか。これは、制度上に対して、心ではどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 生活保護制度は、申し上げるまでもなく、憲法第25条最低限度の生活を保障するという憲法の考え方に成り立っている制度でございます。全額いわゆる税金と申しますか、公費が投入されているものでございます。ですので、やはりその使い方、制度のあり方につきましては、慎重に考えていかなければならないものと思えます。ただ、一方では、確かに今お話がございまして、今回のその震災ということ踏まえますと、将来的な生活の現状の復旧、それからその先のさまざまな将来設計を考えますと、一定程度やはり弾力的な運用があってもいいのではないかなというふうに思っております。そういった意味も含めまして、今回、例えば義援金の収入認定のあり方につきましては、国のほうでも一定の枠を設けて緩やかに運用しているということになっているのだと思えますが、今後さらに、その点につきましては検討の余地があるだろうというふうに私個人的には思っております。ただ、一方では、先ほどお話を申し上げましたとおり、全額が税金公費で賄われているということもございまして、やはり一般の国民の感情に照らしても、考えなければならないことと申しますし、国のほうでも、その点につきましては県とかを通じまして要望とかを上げているところと

いうふうに聞いているところでございます。（「進行でいいです」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。

17ページ、2項児童福祉費。（「進行」の声あり）進行します。

4款衛生費1項保健衛生費。進行します。

2項清掃費。進行します。

18ページ。（議員の声あり）18ページですか。（議員の声あり）清掃費のところですか。はい、小松君。

○7番（小松則明君） 北小の解体ということがありますけれども、北小には、上にソーラーパネルがありますよね。あれは震災を多分かぶっていないと思うんですけども、あれは再利用というのはできるんですか。それとも、その方向性は考えてあるんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 上に天井にあるパネル、モジュールなんですけれども、あれは水をかぶっていないので、それをつくって3年くらいかなと思っていました。全体で変換器からモジュール全部合わせて当時で2,000万円くらい、あの下にあった変換、あれはもうだめなんですけれども、途中にあるその中間の器具とかパネルは使えるので、できれば1回撤去の際にでも取り外しは簡単なので、再使用どこかで使えるかわからないですけども、使用可能だと思いますので検討したいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） エコとかそういう部分とか、新しくつくるものはつくるものとしても、いろいろな部分に使える部分は、あれは多分全体的に個別に分けられるはずなんですよ。それに対して、あと貯める部分とか変換と、そういうものをつくれればどこかにやっぱりつけて、非常用のものにつけるということで、あとで予算を組んでほしいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） ここに倒壊家屋等解体撤去業務委託料5,760万6,000円、そして1つにおいて倒壊家屋基礎等解体撤去業務委託料9億6,376万幾らか、この違いというのは、基礎だから基礎だとわかるが、建物と一緒にやったらいいのではないかなと私は思います、実際的にはね。やったついでにだよ。それを何でわざわざ家屋基礎工事だとか、家屋だけだとか、その辺のところの違いの説明を求めたい。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） まず、最初の倒壊家屋等解体撤去なんですけど、現在うちのほうで公共施設の関係で、もう撤去済みもありますけれども、例えば今後やろうとしている北小学校、あとは安渡の第二公営住宅とか御社地ふれあいセンター、やはりそれらはそれらで撤去はします。そして、そのほかに民間のほうの建物も大分解体は終わっているところは、そっちも地権者の同意で、今まで大体85戸解体途中のもありますけど、それは一緒にやっています。そして、これから解体しようとするところは、もう建物等が流出してしまっているところの基礎解体になります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 関連になります。大槌北小学校の解体の部分があるので、ちょっとお聞きしますが、実は大槌中学校にもソーラーパネルがあったはずなんですけれども、いつの間にかなくなっていた。どこかに再利用されたのであればいいです。それから、この災害があって、北小学校も大槌中学校も解体するということが決まっているからいいんですが、管理上の問題として大変問題があるのではないかなど。実は、誰が立ち入っても自由に出入りできる状況にある。もし、その建物の中で事件、事故が発生したときに、どなたがどういう形で責任をとるんでしょうか。その辺をやっぴりきちんとしていかないと、万が一のときに足元をすくわれることになってしまいますので、ぜひその辺の対応をしっかりとってほしいなというふうに思います。

それから、実はおととい議会が終わった後、今イトヨのところを川をきれいにしている工事をしているので、ついでに中学校を除いたところ、いまだにあそこに酸素マスク、使い捨てマスクの段ボール箱が約20ケース近く放置されたまま。これはどこからか支援物資としていただいたやつだと思います。震災から1年9カ月たって、あその場所に誰でもが出入りできる、雨風が吹き込むような場所に、そのいただいた物資だと思うんですが、そのままになっている状況、これはいかがなものかなど。この辺のしっかりしたこれまでの経緯を初め、今後の対策について答弁願います。（議員の声あり）いや、事件、事故が起きたら大変な話だよ。まずソーラーから。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今議員ご指摘のとおり、トラロープを張って立ち入り禁止の紙をぶら下げているだけという状況でございます。学務課の職員が北小学校それから大槌中学校、今物資置き場になっている小槌、金沢等について定期的に見回りは行っており

ますけれども、十分な監視体制がとられているとは思ってございません。できるだけ後もそういった見回りをしながら、異常に気づき、早い対応をとってまいりたい、そういうふうに思っています。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひお願いをしたいと思います。それから、その物資の部分は、また別だと思うので、答弁をいただきたいと思います。それから、ソーラーの部分、ソーラーパネル、再利用されているのであればいいんですが、いつの間にかなくなっているのです。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 大槌中学校のソーラーについては、私が校長にいたときに環境の補助をもらって、自転車置き場の照明ということでつけたもので、私もちょっと確認してございません、なくなったか、ついたか。お祭りのころはあったような気もしたんですけれども、そこは確認して、どこにどのような手続でどこに動いたかということを調べて、後でお知らせしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。（「物資の部分」の声あり）総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員ご指摘の後、確認しまして、早急に終わりましたら確認をして運ぶようにします。（「よろしく申し上げます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行してよろしいですね。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 確認のために。先ほど野崎議員からの倒壊家屋等の解体、これはいつまでに解体しなければならないとかいう、その期限がありますか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今の環境省からの通達ですと、年度内ということになっています。ただし、いろいろ事情やむなしという、例えば遺構のために残してほしいとか、何かそれなりの事情があれば繰り越し可能ということを聞いています。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○11番（岩崎松生君） 例えば公共施設、それから民間のものもあると思うんですが、その繰り越しは民間の場合も大丈夫ですか、そこは。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） やはり、今でも壊すべきか、残すべきか、まだ悩んでいる方もあります。特にもう水際の、例えば桜木町、あとは源水の一部の方、それらにつ

いても早く意向をとりまして、できれば年度内、ないしは個人、相手があるものですから、それはまた繰り越しで申請したいなと思っています。（「議長、進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 6款農林水産業費1項農業費。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 町のほうから離れたので、何回もいろいろな農業関係にある人たちが、今回のこの福島原発に遭って、大槌町新山の高原のサイレージとかそういうものは全て処分していると、それは穴を掘って地中に埋めている作業は見て知っております。そして、23年度あたりは、放牧をやっている方とか、あとは乳用牛の人たちにはそれなりの草とかそういうのが支給になったことは知っていますけれども、24年度分は果たしてどうなっているんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 今議員おっしゃるとおり、今支給されているものは23年度分でございます。24年度については、今後県等のほうから正式なものは連絡が入ると思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この議会に、大槌町の牧野に関する人たちからの請願書が出ています。私は、この請願書が出てくるのに、畜産公社の解体という話が、解散があると。そうした場合、この放牧している方とか酪農している方が、恐らく30数名だと思いますけれども、この人たちの将来に係ってくると。そうした場合、当局のほうで新山の牧場についてどのような方向づけで考えているのか。今のうちに考えておかないと間に合わないと思いますけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 議員おっしゃるとおり、新山の今後につきましては、まだ今検討中でございます。ただ、牧草につきましては、除染作業が来年度まで、今年度と来年度の2カ年ということでございますので、採草事業についてはどちらにしても新山は来年1年間使えません。ただ、放牧につきましては、地域を限定して一応放牧を生産組合等を活用して、もし可能であればその生産組合が主体となって放牧をするということで、一応個人の方々とは事前に説明会等で確認している状況でございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今言われているとおり、確かにその除染というか、かみ砕いて機械でこなしているんですけれども、そして、その下のほうでは放牧しているところもあ

ります。どうしてもこれから畜産公社が解散になった場合、大槌の畜産とかそういう放牧に関してやっている人たちが、新しい組織をつくってやっていかなければならないと思います。そのとき、どのような方向づけをもっていくか、今のうちにある程度考えておかないと、そのときばたばたと始まったのでは遅いんだよ。だから、例えば一応産業建設常任委員会のほうでもいろいろな話はしていますけれども、なるべく早急に方向づけを考えていただきたいと、そう思いますけれども。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） おっしゃるとおりでございます。関係機関と今後協議してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） すぐ終わります。特に求めませんが、今金崎議員がおっしゃいましたように、大槌町にとって新山高原というある種の観光資源、そういうものもありますし、高原を維持し、いろいろなこの町の発展について利用できる価値があるものと思いますので、その管理なり、それから活用方法、そういう面を十分検討し、いい方向に進むようによろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 私のほうは、草という話ではないです。この農林水産業ということで、大槌町、農業、漁業いろいろありますけれども、今問題になっている鹿の問題、多市町村ではその駆除に対してもちゃんと1頭に対して幾らとか、そういうことをやって農業を営んでいる方、いろいろな作物をつくっている方という対策をしております。今、鹿というものはかなりの頭数がふえているという状況の中で、大槌町でもその駆除に対するものの予算というものを設立をしてほしいということ、そういうことを考えていますし、実際駆除に行っている方々、結局は自分で解体して償却に持っていくとか、手間暇もかかっているということで、どうでしょう、そういう予算を設けたらということですが、どうですか課長。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 来年度予算の段階で検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。やっぱり、課長にそのように言ってもらえると、農業を営んでいる方、また……あれ、待ってくださいよ。来年度予算となると、

補正でやらないと、撃つ期間は来年になったら、鹿もまた全然ふえるのではないのか。今ちょっと、はいと言いましたけれど、俺2回目ですよ、どうですか、ことしじゅうでも年明けでもいいですから、そういう予算をつくっては。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 今後の予算の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 今、町長、副町長、検討ということは私は嫌いですが、やりますよね。町長も副町長も聞きましたね、やります、聞きましたね、いいですか、議長もちゃんと耳を、聞きましたね、今年度予算の中でやりましょう。

以上です。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） では、引き続き除染の部分で今度はやらさせていただきます。実は、この牧草の部分も出て処理をしないといけない。実は、ことしの春先も新山の山菜がセシウムの疑いがあるということで、入山の規制をしたわけです。実は、セシウムについて、何でキノコとか山菜に多く出るとかというのをテレビで見ましたら、腐葉土にセシウムが吸着して、そこから抜けないんだそうですね。抜けるのにかなりの年数がかかる。だから今福島で、山の表面の腐葉土等を全部撤去しているのかそういう作業なわけです。この新山をやるとなれば大変な作業、これもまた大変でしょう。ただ、補正でもって何らかの規制の形をきちんとして、入山禁止の対策をとっていかないと、去年も実は入山規制をとったにもかかわらず、新山に相当の数の人がその後山菜とりに入っているわけです。実際に目撃して報告も受けております。ということなので、ぜひその辺の対策を万全を期していただきたい。なぜかという、このとった山菜が市場に出回るようなことがあって、大槌町の山菜はセシウムにということになると、その山菜だけではなくて、ほかの野菜等、ほかにも風評被害が広がる可能性があるわけです。その辺を未然に防ぐ意味でも、きちんと対策をとっていただきたいと、そういうことからですので、ぜひお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 新山の除染につきましては、実はもう今年度と来年度の事業で、県の農業公社のほうから、国のほうの補助金が入っているんですが、県の農業公社のほうから直接補助が入って、実は畜産公社のほうで委託を受けて事業を進めて

おります。これについては、町のほうの予算を通しておりませんが、実際には2カ年事業で除染事業をしております。

それから、山菜につきましては、当初は近隣の市町村で規制がかかった関係もあって、新山での注意を喚起した経緯がございますが、実際には町についてはそれ以降規制の対象にはなってございません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 規制の対象にはなっていないんですけれども、例えばサンプリング調査とかはしたんでしょうか。どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 個別のものを直接花巻の農協及び県のほうの関係機関のほうに町の職員が持って行って、サンプルの調査をしております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それで、実はこの放射能なんですけれども、ホットスポットというところがあって、場所によって放射能値が高いところと低いところがあると。この辺のやっぱり調査もきちんとなしないと、沢によっては高いところ、沢によっては全然反応しないところがあるはずです。実は、私も大変気になるものですから、簡易的に調べる放射能、空中の放射線を調べるガイガーカウンターをお借りして、町内のいろいろなところを歩いたんですけれども、場所によって急に高くなる場所があるんです。ということは、新山は牧草に出るぐらいですから、場所によって放射能値の高いところがあるのではないかと。そのサンプリングした場所が、たまたま低いところだったのかなと、それはわかりません。ただ、その辺をきちんと精査した上でサンプリング調査をして、対策をとった方がいいのではないかなというふうに思いますので、これは要望で終わります。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 進行します。

2 項林業費。進行します。

3 項水産業費。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今度は海のほうを聞きたいと思って。直接この水産業になっていきますけれども、町長の行政報告の中にありました新しい事業が大槌町に入ってくると、釜石から平庄さんだっけかな、その事業が入ってくるわけですが、そのとき大槌町は今回はたしか3件だと思ったんですけれども、その採択された申込者が何件あった

か、そしてその3件が採択された、その決まった3社はどのくらいの配分になったか、あとは大体どのくらいの規模でやるか、その辺のところをお知らせ願います。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 今回の事業は、国復興交付金事業の中の一環でございます。一応第3回目の交付金事業で、20億円ほどの予算配分が町のほうにございまして、このうちこの予算額で一応公募をかけております。公募につきましては5件の申請がございました。審査会の中で、上位から3社が今回決定となっております。金額につきましては8億円が2カ所、それから4億円という内訳でございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。（「ちょっと待った、まだ残っていた」の声あり）
金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） その採択になった会社の規模、ある程度規模も何も出ていないと採択されないでしょう。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 1カ所は町の、会社名ナカショクさんでございます。こちらにつきましては、今現在事業を再開しております。グループ補助を受けて一部再開してございますが、約20人ほどの雇用で進めております。

それから、もう1カ所は伊藤商店でございます。こちらにつきましても大槌の工場、第1工場につきましてはグループ補助を受けて活動してございますが、こちらのほうについても同様の人数の雇用で今進めております。

それから、もう1社が誘致企業のほうでこの前協定を結びました、釜石から平庄さんというところ、こちらについても30人から40人ぐらいの規模で今雇用してございます。それぞれ業種につきましては、サケとサンマ等々ございますが、大槌のほうの工場につきましては水産加工場及び冷蔵冷凍庫の倉庫を建設したいという事業の内容でございます。

○議長（阿部六平君） 3回終わりました。（「いや、1回しかやっていない」の声あり）
金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） その5件が申し込みになって、3社、上位ということか、採択されたのは3社じゃない、採択されたのが3社。そして、その5社のうちの3社が採択されてこうなったわけだね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

7 款商工費 1 項商工費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 商工費の中の観光費、浪板海岸海底砂量調査委託料400万円、お金はどうでもいいですけども、これは、私は浪板に住んでいるんですよ。もともとすぐ海岸の近くで一番砂をわかっている私なんだけれども、本当は私に委託したほうが一番いいんだけれども、そうもいかないだろうけれども。約50センチぐらいの地盤が沈下しています、正直言って。沈下していますので、あそこはしけがするたびに砂が動くんですよ。ぶつかって沖に持っていかれる、またなぎがすれば寄ってくる、そのためにアサリとかハマグリとかそういう貝類が育たないのが浪板海岸なんですよ。吉里吉里とはまた違う波の形成なんですよ。だから、そういうところに、動いているのに砂をはかってどうするのかなと。砂浜をつくりたいという意味かもしれないけれども、私は逆に砂浜を求めるならば、さんずろ家さんのほうに護岸、国土保全ということでテトラポットをやっていますけれども、ああいうようなやり方をすれば、逆に砂は上がってくると思います。今のままでやっていると、いくら砂量をはかっても、砂は行ったり来たりします。そういう海岸だということを認識しながら、そういう砂の量が何トンだ、何百トンだかわからないけれども、しょっちゅう動いています。そのために、あの海岸は貝類が育たないのはその原因なんですよ、いつまでもそこにじっとしていないから。そのかわりいつもきれいな。だから、そういうところをちゃんと認識しながら、無駄な金を使わないようにやるならば、テトラでも何でもそういうふうにしたほうが、私は逆に砂が上がる方向性が出てくるのではないかなと、そう思っています。とにかく地盤が沈下していますからね、行ってみればわかる、なぎのときでさえもうぶつかっている、当時の砂浜じゃないです、岸壁です。岸壁に波が来てぶつかって上がるというような、そういう方向ですので、そのようなところを、ただ昔の計算ばかりしないで、そういうふうなところをちゃんと精査してから、そういう砂量なんでもいいが、はかったほうがいいのではないかなと思いますが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 商工労政課長。

○商工労政課長（三浦大介君） 議員おっしゃるとおりだということは認識してございますが、その戻る方法で、今議員もおっしゃったとおりで、ステージではないですけど、テトラのような、そういったもので戻ってくる可能性があるとか、そういったものも含めまして、海底のまず地形の調査とか、今言ったとおり潮流で砂が動くというようなのもそのとおりだとは思いますが、その辺も含めまして海底の地形の調査とか、あとは砂

が実際どのぐらいの量あるのかとか、その辺も含めまして、あとはその砂が戻る工法を模索していきたいということで考えてございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○11番（岩崎松生君） それでは、今野崎議員から浪板の観光ということで話されましたが、今の状況でいきますと、浪板海岸、海水浴場ということは今後できないのではないかなという気がします。それで、大槌町はやっぱりあの辺が一番観光の名所なわけですから、何とか海水浴場を復興させたいと思うんですが、一つの提案というか、何か夢みたいなことを言うんですが、国道45号線を橋桁にして、要するに前の鉄道、波板の滝のほうに行く引込んだところ、あそこを人工的に砂浜につくって海水浴場にするとか、そういうふうな何かのそういう新しい考えをもって、この大槌の観光というものをつくっていかねばならないのではないかなと思うんですが、その辺の、今後どうしたら大槌町の観光というものしていくのかというのを、何か一つ物足りないのではないかなと、新しいものをもう少しちゃんとしていかねばだめなのではないかなと思うんですが、その考えはどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 商工労政課長。

○商工労政課長（三浦大介君） 議員おっしゃるとおりだと思います。それで、まず浪板海岸の、今いった海水浴場としての復元が可能なのかどうかという部分、今までの知名度等も考えたときには、単純に今戻らないからもう捨てるということではなく、その可能性も一方ではしつつ、一方では来年度、効果促進事業の補助をいただきまして、大槌町の観光のあり方、そういったものも、そういった観光素材の調査を含め、大槌町の観光のあるべき姿というものも検討会等で重ねて、方向づけをしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） そうですね、本当に真剣に考えていかなければ、このまま大槌町が終わってしまってはだめだなと思うので、そこところはみんなで考えていきたいと思いますが、せっかく石津副町長、国交省のほうから来ておりますけれども、45号線、浪板から観光ホテルから向こう岸の川のところまで、あの辺をちょっと高くしてから橋桁を変えて、あそこを海水が通るようにして、そして後ろのほうに海水浴場ができれば、これはまた今までにない景観ができるのではないかなと、そういうような気もしています。石津さん、何とかこのところで尽くしてから、大槌町に力を発揮してお願いした

いなと、このように思います。終わります。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 黙っていようと思って我慢していましたが、観光、観光というから。今浪板だけが話題になっているんですけども、赤浜、筋山の事業、わかりますね、何でつくったかというの。ちょっと林業のほう関係あるでしょう、あそこ、赤浜の施設。じゃあわからなければ俺が言うから。平成4年度に林業構造改善生活環境施設整備事業、緑地休養施設という、つくられているんですよ。結論は、そこも含めて観光を考えるのであれば、しかも大金かけた道路もあるでしょう、あそこ、シーニックラインかな、そういうことで、あわせてそこも頭に入れながら整備してほしいなということです。何かあったらば。

○議長（阿部六平君） 商工労政課長。

○商工労政課長（三浦大介君） 先ほどの大槌町の観光のあり方というものを、来年度検討していきたいということで話したのは、部分的に浪板のことに限らず、大槌町全域のことを含めての観光のあり方という意味合いでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

8款土木費1項土木管理費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 以前、議会で申し上げたことがあるんですが、実は今復旧工事で道路の舗装工事が夜間に行われているわけです。それに伴って、私が住んでいる地域、仮設住宅がいっぱいあるわけです。毎晩深夜工事を、夕方から工事が始まるわけです。それにあわせてプラントが動く。あのしんと静まりかえった夜に、工場の音だけが響いているわけです。あの仮設の人たちから苦情は入っていませんか。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 一部の仮設、清掃事業所の近くの仮設の一部の方々からは、工事についての騒音という部分での苦情は一部入っているという状況になっておりますけれども、その工場のほうでも、その事業をするに当たっての文書のほうは、仮設のほうには配布しているということでの話のほうは、うちのほうでは聞いている状況でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 仮設のほうに文書を配布した、それはいいでしょう。当然の企業

の役目だと思います。しかしながら、もともと住んでいる近隣の住民には、何らお知らせがありません。こここのところ工事が毎晩です。うちの娘から言われました。お父さん、眠れないと。毎晩ですよ、毎晩。前のように、週に何回とか、月に何回とか夜間の工事が入ってというのであれば、皆さん大槌にとって必要な事業所だし、地域の人たちもそれは理解して黙っているわけです。ただ、これから復旧以外に復興が始まっていくわけです。そのときに、同じような現状が起きると耐えられなくなってくるわけです。その辺の対策をぜひとってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） それでは、騒音の関係の今ご質問でございますので、その辺につきましては内部で検討させていただきまして、対処させていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） よろしくお願いをしたいと思います。本当にこれから復興に向けて、あそこの会社にとってもいろいろな問題点あると思います、住民からの苦情があつて、仕事もやりづらくなるかもしれないけれども、これはこっちも理解しているながら、あえて言っているわけです。理解して我慢できる人とできない人がいるわけです。それから、多くの仮設住民がいる、その側だけではないです。実は音というのは空中を飛んで、恐らく対岸あたりにも行っていると思います。そういうこともあるので、ぜひその辺をきちんと企業側と一緒に調べて調査をしながら、いい結果、住民の理解を得られて、これだったらいいよという形がとれるように、ぜひお願いをしたいと思いますので、お願いをして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 関連。ここに保健衛生の担当の人、ちょっと手を挙げてください。いませんか。はい。私もいつかは言わなければならないなと思って、夕べもすごかったです、騒音が。私は川挟んで対岸にいるから。できるだけあそこにはないように努めているんですよ。よくあその周辺の仮設住宅のお年寄りが我慢しているなと思って、いつも同情しています。それが1点。

もう1つは、私の家内は結構神経質なんですよ。窓を拭いて、そのレールの粉じんがすごいんです。いつか私それを集めて、どこかに持って行って、その粉じんの有害物質だと思うんだけど、というのは、最近タールを積んだ宮城県ナンバーのタンクローリーというのかな、アスファルトを積んだ、頻繁に来ているんですよ。ということは、

それだけ多くやっているわけね、夜通し。そういうことで、あそこ周辺の仮設住宅の住民の肺がんを私は心配しているの。本当に真面目です。私は岩手医大の呼吸器科に行っているから。そこを何とか、部長さん、少し暖かくなったら、その辺の粉じんを調査してみていただきたいなと思います。（発言あり）今でもいいですか。早いほうがいいと思うんですけどね。（「要望ですね」の声あり）要望です。何とか住民に被害を出さないようにしていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 進行します。

2項道路橋梁費。（「進行」の声あり）

20ページ、3項河川費。（「進行」の声あり）

4項都市計画費。（「進行」の声あり）進行します。

21ページ、5項住宅費。

9款消防費1項消防費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 聞くところによると、常備消防費、釜石消防署のほうの消防庁舎の入札が不調に終わってございましたけれども、何とか決まったようですからいいことだと思っています。そのうちに大槌町の消防署も建築に取りかかるのではないかなと、そういう早目の設計ができてくればいいなと、そういうふうに思っていますが、それはそれとしまして、この前の東日本大震災後、消防団のほうからも大変な犠牲者が出たということがあります。その後に対して、消防団のほうに団員の数等が不足していると思いますが、今充足率はどのぐらいになっているのか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（岩館宣彦君） 消防団の定数については257名で、現時点で187名、充足率にすれば72.0%ぐらいだと思います。

以上です。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） こういう災害はしょっちゅうあつては困るんですけども、また何かのときには、またいつこの前のそれこそ地震ではないけれども、起きる可能性もなきにしもあらずと、できるのならば、ない方が一番いいんですけども、それがためにも、充足率をもう少し、例えば女性でもいいじゃないですか、そういう例えば出張とか何か何というか派遣で来ている職員の方々も、たまにはどうですか、うちの消防団に入って

みませんかとか、せめて半年でも1年でも、そういう復興に向けた消防団のあり方も私は逆にあってもいいのではないかなと思っていますが、いかがなものですか。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（岩館宣彦君） 地域の実情、地域的環境もありますけれども、そこを理解していただけるかどうか、ちょっとまず検討してみたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。

10款教育費1項教育総務費。（「進行」の声あり）

22ページ、2項小学校費。芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 先ほど大槌中のソーラーの話が出ていましたが、例えばこれ小学校、先ほど吉里吉里小学校で聞いたんですが、太陽光発電で工事が2,500万円の委託料が500万円、3,000万円、次の中学校でもやっぱり3,000万円ぐらい、これは今吉里吉里小学校にソーラーがあって、さらに何かを目的として増設をしていくのか、吉里吉里中学校も同様なのかお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） 議員ご指摘のように、今回コカ・コーラさんから復興基金ということでご支援をいただきまして、いずれ蓄電ということで、今回吉里小さんと吉里中さんに太陽光を整備するということになっています。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 蓄電ですか。中身をちょっとお聞かせください。太陽光は太陽光でも、蓄電もあれば発電もあれば給湯もあればさまざま、何を目的にどういうふうなのか。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） 一応蓄電の寿命が毎日充放電を行うというふうになると、大体3年程度というふうに言われています。今回の太陽光発電との併用では、平時の蓄電利用は電力ピークの抑制が主となるというところで、今回この吉里小と吉里中に太陽光を整備すると。（「何キロぐらいになりますか」の声あり）15キロVですね。

○議長（阿部六平君） 進行します。（「はい」の声あり）小学校ですか。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） とにかく、これからの小中一貫校ということだからお伺いしておきます。議会の中でも13人いれば13色で、それこそクレパスではないけれども、あって当然だと思いますけれども、あそこの校庭に病院を持ってきたほうがいいというのは、

これも一つの理論、または校庭が大変だからよそに持っていったほうがいいとか、さまざま私は議論の中だからあって当然だと思っています。しかし、この町長さんの行政報告の中には、一貫校の建設に向けて大体決まったようなそれこそ報告が出されると、そして教育長さんのほうもそんなことをよく言うんですけれども、先ほどもこの弁当屋さんが弁当を持ってきたんですよ。その中で、あの辺の関係の人だから、どうなんだという話をしたら、全然みんな反対だよと、こんな言い方をするわけです。行政の報告と地元に住んでいる人のアンバランスというのかな、私はあんまり英語が得意ではないから、アンバランスという言葉が合っているか合っていないかわからないけれども、その辺のところ危惧されるおそれがあると。ねえ教育長さん、我々はあそこを一つの文教という関係で賛成しているし、早くそれこそ一貫校が建ってもらえればいいなという、そういう思いで質問しているんですけれども、とにかく建つことに賛成なんですけれども、ただ、今のこの情勢を見たり聞いたりするときに、何か町長は行政報告の中でいいと先ほど言いましたけれども、いいと言う。教育長さんもいいと言う。しかし、地域の人たちはまだまだ決まっていない、それこそどこに行くんだかわからないところで移転なんかできるわけないと。個人名を言いたくないけれど、あそこに今度は家を建てるといふ人もあるし。その辺のところ、考えれば考える、調べれば調べるほど難しさが出てくるように思われます。議会は一つの民主主義ですから、決まれば決まったなりにそれはそういう方向でいくと思いますけれども、私はいつも言っています、ぶれることなく、もうここならここだといくならばいったほうがいいよと、少しぐらいの乱暴ということもないけれども、そういうことがあっても、それを声を大にして言う人というのは、ほとんど反対なんです。賛成の人は案外ものを言わないんです。まあいいかという、こんな格好でね。だから、声の大きい人のことばかり考えていると、物事は進まなくなってくるんだけれども、ちゃんとした方向性、これからの子供たちのためにはこの場所が必要なんだというしっかりしたそういう教育方針のもとに進んでいかなければ、まだまだこれがずれてくるのではないかなと、私はそう思っています。先日も、それこそ言っただけなんですけれども、議会の議長さんと総務教民の常任委員長さんが、わざわざそれこそ盛岡のほうの県の教育委員会まで出向いて、いいのか悪いのかわからないけれども、とにかく大槌町の行政と反対方向のような、それこそ要望というのか陳情というのかでわざわざ出向いて、そういう経過もありますけれども、何かその辺のところ議会が一致していないという県の教育委員会でも感じられると思うんですけれども、例えば教育

長さん、そういう大槌町の教育委員会、そして今は議長さんと総務の常任委員長さんが行ったというその県の教育委員会のこの話し合いはどういうふうになっているのか。行政はこうなんだぞ、ただ議会は違うのではないかという、そういうさまざまなことが出てこられると、今一生懸命になって真剣にこの大槌町の一貫校をつくろうとしているときに、何かそれこそ一抹の不安というか、そういうことがばらばらというか、よそから見ればですよ、本当に復興に向けて一貫校を進めている大槌町なのかなという、そういうことは逆に私はよその地区では、県でも危惧されると思っています。だから、実際に教育長さん、本当のあなたが県に対してのその教育委員会のいった話し方、または我々の代表である議長、そして総務教民の常任委員長さんが、名刺を持ってわざわざ行って出向いて、どういうお願いをしたかわからないけれども、県の教育委員会ではそれをどういうふうにとっているのか、正直に答えてもらいたい。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 初めに、野崎議員おっしゃるとおり、私どもは沢山地区、大槌高校周辺に小中一貫教育をぜひつくって、早い時期に子供たちの教育の復興を図りたい、そのところは変わってございません。今お話しいただいたことにつきましては、県教委から確かに、議会の方が見えられるというが、どんな用事で来るんでしょうかという問い合わせがございました。ただ、私どもは訪問の情報も得ておりませんし、訪問の目的もわかりませんし、県教委のほうについては、議員さんたちが何かのご用事で行かれたというふうなお話しは申し上げます。ただ、その中で、地権者の情報等について私たちの説明と異なる部分のお話しがあったやには聞いておりましたけれども、その後県教委に対しまして、私どもも次長も出向いて説明を申し上げ、疑問点につきましては理解をいただいております。そういった中で、私ども町議会議長、それから教育委員会が一丸となって、新しい学校の建設に取り組んでいるということをお話し申し上げ、ご理解をいただいております。詳しい訪問のところについては、県教委とも詳しい話ということはありませんけれども、県教委のほうでは、議員さん方も心配しておいでいただいたということで、そのところについては、私どももいわゆるぶれずに今の場所に建てていきたいということで、ついでには再度県教委にも申し入れをし、ご理解をいただいているところです。どうぞ、今後早い建設に向けて、議会の皆さんからも後押しをしていただければ、大変ありがたく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 私もそう思っているのね。例えば議員の人には失礼だけれども、1年生の人たちがそういう思いで行ったというなら、私はまだそれは許されますよ、ある程度は。ただ、議会の代表である議長さんと総務教民の常任委員長さんが2人そろって行くということは、私たちも知っていればそれはどうということはないですよ、全然知らない中でそういう行動をとったということは、行政に対する本当の暴走ですよ。それこそ町に対する妨害行為といっても私は過言ではないと思っています。だから、そういうことのないように、教育長さん、あなたもぶれないで、北小の仮設校舎からぶれてこうなっているんだから、実際的にはね。ぶれないで本当の方向性を見出して、そういうふうやっていってもらいたいという、そういう思いで私は、案外声は低いほうだけれど、話しているんだけど。真面目に将来の子供たちのためにどうすればいいのか、これがおくれればおくれるだけどこまでもおくれしていきますよ。まともにいっていれば、今ごろ校舎も進んでいるはずなんです、本当は、あその場所にね。だから、そういうことをいつまでこれやっとなら、2回、3回繰り返すと、二度あることは三度あると言うけれども、3度のないような、そういう方向性でやっていってもらいたいと思います。それに対して、町長さん、あなたの行政報告の中で、間違いなくやれるというような今の報告がありましたけれども、そのことに関して一言お願いします。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 小中一貫教育のあり方については、内部で議論し、そしてPTA等とも議論してきました。そして、建設場所等についての場所の道路問題とか、あるいはグラウンド等についての用地交渉については、教育委員会のほうで今進めております。この小中一貫教育のあり方、そして文教地区ということについては、大槌町の東日本大震災復興基本計画で、昨年12月26日に議会の議決を経ているところがございますので、私どもはその青写真に沿って、いずれぶれることなく進んでいかなければならないと、そのように思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 復興基本計画ということで、そのとおり進めばよろしいと思いますが、進める中において、いろいろ諸事情が出てくるのは常でございますし、今回のように地権者、被災していないのに被災者と同様に家を追われるという、そういうことで反対運動が起こっているわけでございます。それから、いろいろな法令等も変わりました。

て、当初消防署は安渡のトンネルの付近、そこを議会でもいいでしょうということで、皆さんで了解して進めてきたわけですが、諸事情が変わった、では大中の跡地に変更しよう、今後の進め方、いろいろな面を考えて、確かにぶれないでやるということはいいいことですが、なぜぶれたかといえば、やっぱり計画、その方向にちょっと無理があったのではないかと。そういうことも見直ししながら進めるべきものと思います。そして、基本計画をそのまま進めるということでは、病院はいらないということになります。病院の位置づけはどこにも書いてありません。今町民の命を一番守る、これは地方自治の基本ではないかと、私自身はそう思っております。まず、町に人がいて、そしてその安全を守る、昔からそういうふうにまちづくり、城づくり、そういうことが行われた経緯があり、基本計画の中に病院の位置づけとかそういうのが一切ない中で、学校だけがそこ、これは町全体を見渡したこの町の行政とすれば、ちょっと問題があるのではないかと。どうしたら早く、そして地権者を初めとした多くの町民の理解を得られるか、そういう町民との話し合いがあって、初めて本当の町ができると思います。ここで圧力によって、早い話はもう既成事実のように報道されて、そして地権者にこう訴えてどけど、こういうやり方であっては当然反発が起こります。今12月、忠臣蔵が300年たって毎年のように出てきます。その中に出てきた言葉、ご政道は徳をもってなさず、力をもってなせば、必ず反発が起こる。これは300年の歴史をずっと伝えてきていることですので、この町みんなが本当にまちづくりをすると、そういう位置の中に立って、何か一番いいのか、町にそういう公共施設をどのように配置するか、そして人口が減るだろうからというよりも、これからこの町を2万人、3万人、そういうふうにならざるにはどうしたらいいのか、そういう知恵を出し合うときであると思います。小さな町、そして一生懸命頑張っている町が県内にもあります。日本全国で合併を免れて真剣になってまちおこしをし、大きくなってきたというのは、議会と自治体ということで出てきますので、その辺町民との合意が一番大事、そして安全が大事、このことを忘れないで執行していただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 同じく関連をして、実はあそこに学校に通じる道路の拡幅工事、新設の道路ということで、反対運動が起きて、それでその地権者の方から私のところに連絡があって、お話を聞いてもらえないかということで行ってまいりました。その反対の内容はどうかというと、先ほど阿部議員のほうからもありましたけれど、津波を逃

れたのに、いきなり道路建設の話が持ち上がって立ち退かなくてはいけない。何か2度災害に遭ったような気持ちになるということから始まって、その代替地すら提示されないのに、その立ち退きの話だけが来てしまったというところで、実は担当課のほうには、その地権者の方たちが、話に応じるから懇談会を開いてほしいという話を、持ってほしいという話を持っていったにもかかわらず、いまだに開かれていない。やっぱり、沢山地区にとって14メートルの道路というのは、かなり重要な道路ではないかと思うんです。県道より広いんですよ、あそこに14メートルの道路を新設するということは。にもかかわらず、地権者の人たちに事前に説明会も開かれない。開かれない理由は何かといったら、決まってもいないことを開かれないということを言われた方もありましたけれども、計画にのっとって地権者に歩いているということは、ほとんど中で決まって当たっていることだと私は理解しているんですが、そういうことで、ぜひ地権者に不満を抱かれないように、きちんと住民との懇談会を開いて合意形成を図ってください。それをお願いして終わっておきます。

○議長（阿部六平君） 要望です。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） みんな学校のことだから、子供たちのことだから心配して言っていると思います。私もこの間の全協のとき、その地割れの話を出しながら、ぜひその父兄の皆さんから賛同を得てやってもらいたいと言った。先ほど野崎議員さんが言っていました、町長の行政報告を聞くと、私も聞きました。そして、教育委員会のほうからの話を聞いていると、反対の人が1人もいないような話しぶりだと。決まったんだと、これは折れて学校もこれは進むのかなと思って、行って聞きました。何を言っているんだと、行政はそんなことを言っているのかと、そこまで言われました。ということは、あなたがたは我々に対して本当のことを言っていないということなんだでば。俺は言いたくなかったから黙っていたのさ。だども、やっぱりもう少し上っ面でなく、今ここだけあと2件で話は決まるとか、かえって具体的にしゃべって、もうここしかないからというので何とか協力を仰いでもらおうとか、そういう方法を取るのならばいいが、あそこで、いや反対者が1件もないような話をされると、俺行って聞いたのさ、きのう、学校決まったようですね、何か反対は誰もいないと、何を言っているの、行政はそんなことばかり言っているのかと、何も全員が賛成しているわけではないぞと、そういう話をされました。教育長どうですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） この間も全協の中でご報告申し上げましたけれども、全体30名の地権者のうち、ほぼ8割以上のところで地権者には、1回ですけれども当たってございます。今お話しの中で、立ち退けと、行き先も決まらないのに行けというのかというような、そういったことでの懸念をお持ちの方はございます。そういった意味で、まだきちんと決まっていないのというようなお話しではないかと思えます。今後は、地域整備等の連携を密にしながら、代替地であるとか、あるいはその取得にかかわるさまざまな手続、そういったことについて丁寧に説明しながら進めていきたいと思えますし、その懇談会につきましても、関係の復興局であるとか、そういったところと連携をとりながら、早期に開催をしながらご理解を得ていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 私も場所的にはすごく日当たりもよくて、あそこの高台にできるものならすごくいいなと思っております。前は、その地割れのことだかいろいろなことを話しましたけれども、そしていろいろな地権者に話をして、地権者がいいとなれば、それは非常にいいことだし、私もそれでいいと思えます。ただ、その誤解を招かれないような答弁をするとか、そういうのはなるべく避けていただきたい、そう思います。

以上。

○議長（阿部六平君） 進行します。

3項中学校費。進行します。

4項社会教育費。（「進行」の声あり）進行します。

23ページ、5項保健体育費。進行します。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 文教施設の災害復旧費ということなので、関連になりますけれど、質問をさせていただきます。

実は、先日の津波注意報を受けて、約600名近い方が避難施設に避難をされたという話を総務部長から伺っております。ところが、ある学校施設では毛布1枚ないと。あの時間帯、夕方の5時過ぎに起こった津波注意報、避難されたわけです。毛布1枚ない。それで、どう教職員が避難者を受け入れられるだろうかという、俗に言う避難してきた人を受けられるだろうかという。幸い停電にはならないからよかったものの、もし停電も同時発生していれば、その辺が本当に寒さで大変なことになったのではないのかなと。

それから、もう1つは、ツイッターそれからフェイスブック等に、大槌町はのんきだ

ね、6時にこの津波騒ぎの中に期日前投票の案内が流れているよというのが、書き込みをされていました。何て危機感がないんだろうと、正直言ってショックを受けました。私は何度もこれまで、その防災の対策に関しては話をしてきたように思います。その辺がやっぱり危機感のなさ、たまたま注意報で済んで事なきを得ているからいいんですが、これで本当に津波警報とかいう形になって、津波が押し寄せていたときのことを考えるとぞっとします。ぜひ、いつ起きるかわからない災害のために備え、備えあれば憂いなしではないですけども、きちんとその辺の対策をお願いをしたいと思います。総務部長お願いしますよ。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今議員が言われたその毛布の関係については、大槌高校からもそういうような話がありました。やはり、避難所として指定をして、そういうものがないということになりまして、大槌高校については一時避難所という形になっていまして、中までは入らない形になっているんですが、先般の地震の関係で避難をしたという関係から中に入ってきた状況があると思います。また、今回のことでは、一時避難という形での指定はないところに、またその方々がいらしたということがありました。ここは、やはりきちんと受けとめて対応してまいりたいと思います。大槌高校につきましては、きちんとこれから年末年始に向けて、学校の先生方がいらっしゃらないという状況もありますので、その辺も詰めてまいりたいと思います。

また、出ましたその防災無線の中で、実は5時半なんです。あれは自動でなっていて、何とか消そうとしたんですが、そこに間に合わなかったということで、かなり電話をいただきました。その辺についてもきちんとやってまいりたいと思います。今議員ご指摘のとおり、注意報でまずよかったという部分ですが、これは警報になりますと大変なことになるということは十分承知しながら対応に当たってまいりたいと、こう考えております。よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひよろしくお願したいと思います。また、大槌高校に限らず、今回の震災を受けて、いろいろなところが避難所になったはずですが、そういうところを含めて、やっぱりこの防災対策はきちんと早急にとらなくてはいけないのではないかなと。小槌小学校と金沢小学校のところに物資があるから、それをそのときにはとりにいけばいいんだ、ではなくて、もう常にそこに避難してくるであろうことを予測して準備

が必要なのではないかなど。

それから、追加で、実は私が見たわけではないんですけど、議員の間で、実はあの注意報のさなか、避難しているさなかに、この町中を車両が通っていったのを見ている方もいるわけです。そういった部分の規制であるとか、きちんとやっぱりその辺対策をとらないと、また間違いを犯してしまいますので、本当によろしく願いをしておきます。

以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「はい」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第93号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

3時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後3時10分

○

再 開

午後3時20分

○副議長（阿部義正君） 再開いたします。

議長がちょっと目の調子がおかしいということで、進行をかえさせていただきます。

○

日程第10 議案第94号 平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○副議長（阿部義正君） 日程第10、議案第94号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第94号の1ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税であります。補正額1,479万2,000円の増額は、一般被保険者国民健康保険税の本算定及び滞納繰越分の収納見込みの増並びに退職被保険者国民健康保険税の本算定に伴う減によるものであります。

次に、4 款国庫支出金 1 項国庫負担金であります。補正額126万9,000円の増額は、高額療養費共同事業拠出金に応じて定率で公布される高額療養費共同事業負担金の増によるものであります。

2 項国庫補助金の1億7,033万円の増額は、医療費の一部負担金免除期間の延長に対して補填される国庫特別調整交付金の増などによるものであります。

次に、5 款県支出金 1 項県負担金であります。補正額126万9,000円の増額は、4 款と同様に高額療養費共同事業負担金の増によるものであります。

2 項県補助金の3,545万2,000円の減額は、財政調整交付金の決算見込みによる減などによるものであります。

次に、6 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金であります。913万5,000円の減額は、退職被保険者に係る療養給付費の減によるものであります。

次に、7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金であります。補正額752万5,000円の減額は、高額な医療費の費用負担の調整を図るために公布される高額医療費共同事業交付金の決算見込みによる増及び保険財政共同安定化事業交付金の決算見込みによる減によるものであります。

2 ページにまいりまして、歳出でございます。

2 款保健給付費 1 項療養諸費であります。補正額1億5,254万9,000円の増額は、一部負担金免除措置期間の延長に伴う診療報酬支払保険者負担金の増によるものであります。

2 項高額療養費の3,297万9,000円の減額は、一部負担金免除措置の延長に伴う高額療養費保険者負担金の減によるものであります。

次に、7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金であります。補正額1,597万8,000円の増額は、高額な医療費を市町村間で負担する再保険事業に係る高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の決算見込みに伴う増によるものであります。

以上、平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出

補正予算総額1億3,554万8,000円を計上しているところであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○副議長（阿部義正君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入。1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。野崎議員。

○12番（野崎重太君） 正直言って、私も罹災証明をもらったということで、今国保が無料といえば何ですけれど、そういう状況にあります。一応3月までということになっていますね。我々仮設にいと、私もそうなんだけれども、いろいろな人たちがいて、3月で終わるのかな、もう少し何とかならないのかなというような考えの持ち主もいれば、いや、もう十分なんだという私は行政の肩を持ちながら言うこともあるし、それでも一緒にそれこそ集会所なんかで集まってお茶を飲んだときは、もう少しやってくればありがたいがなという、そういう思いもあります。失礼です、私は無料でやってもらいながらこういうことを言うんですけど、町長さん、今後、これは一応3月までということになっていますけれども、その後の考え方はないものでしょうか、ということです。終わりですか。町独自の。

○副議長（阿部義正君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） お答えします。

この制度については、本来というか9月で終わりということであったわけですが、それを県と町も一部負担をして3月まで続けるという形で、3月までは継続という形になっています。今後についての見通しについては、もちろんこれは町独自でこの制度を継続ということは、財政的にとても無理な状況ですから、結局は最低でも今現在進めている制度が継続をされるのであれば、また継続できるのであろうというふうに思いますが、いずれ確かに仮設にいて大変な部分もありますので、その辺については、今後国、県なりに要望等についてはしていきたいなというふうに思っています。

○副議長（阿部義正君） 野崎議員。

○12番（野崎重太君） 国保の人たちは、うちも正直言って私だけ無料なんですよね。息子たちは別な保険でちゃんと払っているんだけど、それはそれなんだけれども、全ての子供たちも1割負担とか3割を1割にするとか、全部無料とかそんなことでなくても、そういう割りの考え方もどうかなという思い、俺もではせつかく機会があるから聞いておくかと、来た関係があるものだから今聞いていますけれども、何も全て全部無料にやれとは言わないが、そういう考え方もないのかなという思いで今質問しているわけ

です。

○副議長（阿部義正君） 答弁はよろしいですか。（「ないです」の声あり）進行します。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金。（「進行」の声あり）

2 項国庫補助金。進行します。

5 款県支出金 1 項県負担金。2 項県補助金。進行します。

6 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金。進行します。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金。進行します。

歳出。2 款保健給付費 1 項療養諸費。進行します。

2 項高額医療費。進行します。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第94号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（阿部義正君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第95号 平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○副議長（阿部義正君） 日程第11、議案第95号平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 議案第95号平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらん願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金、補正額80万円の増額で、歳入合計2,632万円とするものであります。

2ページをごらん願います。

歳出。3款建設費1項建設費、補正額80万円の増額は、県道大槌川井線中井地区の歩道新設工事に伴う水道管移設工事費であり、歳出合計2,632万円とするものであります。

以上、ご審議のほどをよろしく願います。

○副議長（阿部義正君） 質疑に入ります。5ページ、歳入。4款繰入金1項他会計繰入金。（「進行」の声あり）進行します。

歳出。3款建設費1項建設費。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第95号平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（阿部義正君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第96号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて

○副議長（阿部義正君） 日程第12、議案第96号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第96号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入です。5款繰入金1項他会計繰入金、補正額マイナス3,612万1,000円は、特別会計で計上していた人件費を一般会計に組み替えたことによる減です。

2項基金繰入金、補正額1億8,750万円は、復興交付金基金繰り入れによるものです。

8款1項町債、補正額4,810万円は、復興交付金事業による増によるものです。

歳入の合計は、補正額1億9,947万9,000円で、計22億2,869万7,000円万円となります。

2 ページをお願いします。

歳出です。1 款 1 項下水道管理費、補正額230万円は、東日本大震災によって大槌浄化センターが被災したことにより、水質試験室の機器購入費によるものです。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費、補正額 1 億9,717万9,000円の主なものは、復興交付金事業で実施する各地区の下水道事業調査設計業務の委託料と、臼沢地区雨水排水路整備工事費等の請負工事費の増によるものです。

歳出の合計は、補正額 1 億9,947万9,000円で、計22億2,869万7,000円となります。

3 ページをお願いします。

「第 2 表 繰越明許費」です。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費。事業名、東日本大震災交付金事業。金額、9,200万円。これは、交付金事業に伴う工事請負費の一部を繰り越すものです。

4 ページをお願いします。

「第 3 表 地方債補正」、変更です。

起債の目的、下水道事業。補正前、限度額、1 億1,860万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利息に借り換えることができる。補正後、限度額 1 億6,670万円。この限度額の増額は、復興交付金事業の増によるものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じですので省略いたします。

以上です。よろしくをお願いします。

○副議長（阿部義正君） 質疑に入ります。

3 ページ、第 2 表繰越明許費。（「進行」の声あり）進行します。

4 ページ、第 3 表地方債補正、変更。（「進行」の声あり）

7 ページ、歳入。5 款繰入金 1 項他会計繰入金。（「進行」の声あり）

2 項基金繰入金。進行します。

8 款町債 1 項町債。進行します。

歳出。1 款下水道管理費 1 項下水道管理費。（「進行」の声あり）進行します。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費。岩崎議員。

○11番（岩崎松生君） 工事請負費、沢山・大ケ口地区、それから臼沢地区の雨水排水路整備工事とありますが、ここに1,300万円。沢山・大ケ口地区のその下水道整備はどの辺まで、金額的に少ないので、どういう工事かなと思っていましたが、その内容について。

○副議長（阿部義正君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今の沢山・大ケ口地区の下水道の整備なんです、実は前に3,000万円ほど予算は計上して、再積算したら若干足りないということで、その不足分の補正です。場所は、今の沢山側の手前のところまで下水道がいていて、その大ケ口側を超えるための事業費になります。

○副議長（阿部義正君） 岩崎議員。

○11番（岩崎松生君） そうすると、大ケ口地区を全部一応カバーする状態ではなく、とりあえずは入り口までということですね。沢山のほうはどうでしょうか。沢山地区のほうは、その辺もちょっとお願いします。

○副議長（阿部義正君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今のこの工事名なんです、実はうちのほうで、今の復興の絡みで考えているのは、沢山地区、特に今小中一貫教育校の場所も今後調査設計いたしましてやりたいということで、今統一名で書いています。今後、その沢山地区と、あとは大ケ口の奥の二丁目住宅、災害公営住宅ができます。そして、その後大桁橋を渡ると、また災害公営住宅、それらの幹線は今の復興交付金でできるということなので、今後それらの調査設計等も含めてやっていく予定です。

○副議長（阿部義正君） 三浦議員。

○1番（三浦 諭君） 大ケ口地区の下水道は、恐らくメイン道路だけ下水道が入るかと思えます。住宅の中のほうに関しては、町独自の財政を用いてやっていくことになると思うんですけども、恐らくまだ見通しが立っていないと思えます。その中で、被災者が大ケ口の住宅街に建設した際に、被災者支援という形で、恐らく浄化槽を入れなければならないと思えます。町方で今まで下水道を使っていたんですけども、大ケ口に建築した際に浄化槽を入れなければならない。わずかながらでも補助という形をとれないものか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○副議長（阿部義正君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 浄化槽についてお答えいたします。

下水道地域の範囲内では、町の下水道の補助は該当になりませんので、それだけはお願ひします。

○副議長（阿部義正君） 金崎議員。

○9番（金崎悟朗君） 課長さん、今三浦さんの質問の関連なんだけれども、恐らく大ケ口に土地を持っている人は結構いるわけです。1件だけでなく向こうに移っていくわけです。そして大ケ口の町があちこち空き地があるのが埋まっていくわけだ。そうしたときに、確かにメインストリートのところは配管が入っていけば早いと思うが、枝線の人たちが大変なんです。せっかく移っていくのに、今まで営んできた生活ができないと、それであえいでいるような状態なんです。だから、やっぱりこれは行政側のほうで、何とかせめてその浄化槽をつける人が出たら、何らかの形をとってほしいんです。それできないと、せっかく被災者で新しく家を建てたとしても、恐らくその家を建てるお金出るなんだけれども、その部分、なんぼか考えられないかなと思って、それをお尋ねします。再度お願ひします。

○副議長（阿部義正君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 確かに、あそこは下水道の整備区域ということで、浄化槽に対する補助金はつかないんですね。ただ、現実問題として、ではその整備地域をいつ整備するかということになるわけで、確かにそのようなことについては、若干矛盾とってはおかしいが、問題があるのかなという感じは持っています。ただ、今どんどん復興で、独自で再建していくということで住宅がどんどん建っていると、これもまた事実でございます。その辺については、どの程度の需要があるのか等も含め、あるいはその財源の問題もありますので、その辺はもうちょっと研究をさせていただきたいというふう考えております。

○副議長（阿部義正君） 金崎議員。

○9番（金崎悟朗君） 確かに、検討していただきたいと思います。

それから、大ケ口については家庭の雑排水、これもその地下浸透させているところもあるはずだから、下水がないところがあるから。だから、どうしてもそういう方法をとっていかないと、そこでもまた、下には今度は水道事業所があるわけだ。やっぱり、その上流部でそういうことをされると、下に水道事業所があるから、やっぱりその辺も考えて、何とか検討して前向きな方向でよろしくお願ひします。

○副議長（阿部義正君） 後藤議員。

○10番（後藤高明君） 関連。誰がわかっているかな。大ケ口地区の整備計画、それは浄化槽の関係でおくれてしまったんだよね。本管は小松組かな、あそこの手前まで本管を入れたのは。小松組という組がね、源水の大ケ口を超えるところまで本管が入っているんですよ。その先行くかなと思っただらば、浄化槽の修理云々でストップされたんですよ。そういう経緯がありますので、それと今言うように、今度は土地を持っている人は、住宅を建てた場合に水洗化できない、浄化槽になるでしょう。いらない二重負担になるわけですよ。そういうこと等もやっぱり考慮して、前々からその計画区域になっているわけですから、何とかその予算措置を工夫して、一刻も早く水洗化できるようにしていただければいいなという思いで、よろしくお願いします。

○副議長（阿部義正君） 小松議員。

○7番（小松則明君） その小松組さんが途中までやったということで、今回部長、あそここのところの橋、恐らく立て坑を掘って推進してやるのかなと……添架、じゃあ橋の上をこうやっていきますよと。そうすれば、大ケ口側にポンプアップがつかますよと、そのポンプアップのする場所、ではその先はどこですかということになれば、この復興住宅の下水ですよ。だから、復興住宅のものをつくるのでしたら、その場所につくるんですよ、最終的には水洗トイレですよ。では、大ケ口は本管を、上流、本流の道路だけに通します、そのほか後々まで何年待てばいいんですかという話の中で、下水道の浄化槽というものを入れるというお金、それは、これからの普通のバキュームで吸うやつほかに、普通の衣食住の、言うなれば普通の側溝に流すものを浄化して流すわけですよ。言うなれば、町の環境整備にもなるという意味で、皆さんがそこで幾らかでもつけていいんじゃないですかということなんです。言うなれば町のため、私が言うのはこれもあれだけれども、どうでしょう。

○副議長（阿部義正君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 議員さん方がおっしゃるのは重々わかります。私どもも行政を預かる者として、そういった生活の不便になるものについては早急に進めたいと思っております。これは、被災前から、この大ケ口地区の下水道の布設については、大変重要な課題で議論されてきました。なかなか進まない要因については、皆さんおわかりのとおり、被災前はこの下水道事業債が、これからの財政的な支障にかなり大変な状況になるということもあって検討をしてきたわけですが、しかしながら、やはり今回大槌町が大槌側と小槌側合流する地点が壊滅的な状況になったということで、分散せざるを得な

い、いわゆる大槌側と小槌側の上流に、これからまちづくりをしていかなければならないという、この事態も変わってきたわけでございますので、そういった視点から、復興交付金等で調整ができないものであれば、復興交付金等では当然これは難しいところがあるわけですが、それは今回の災害公営住宅にいく部分についての対応はできるわけですが、その枝線等についてはなかなか難しいところもあります。したがって、辺地、過疎の計画の中で、そういったことも財源的な裏づけが可能かどうかという中長期的な財政シミュレーションをしながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（阿部義正君） 東梅 守議員。

○3番（東梅 守君） 復興交付金の使い方、大変難しさもあるんでしょう。今のその話を聞いて、もし大ケ口の柵内橋寄りに公営住宅ができれば、その間だけでも本管が入るのかなというふうに今思いました。ただ、あそこの大ケ口地区の山際の雑排水を捨てている場所、夏になると大変悪臭が出ます。それで、あの山際に住んでいる人たちは、毎年その夏場を嫌な思いをして過ごしているわけです。ぜひ、そういった意味でも、環境を変えるという意味でも、環境をよくするという意味でも重要な部分だと思いますので、私のほうはここはお願いにしておきます。

この臼沢地区の雨水対策、これは臼沢地区は防集の移転先事業の今後住宅地となる場所、それから病院が建つ場所というふうに予定をされて、大臣同意を受けて動いているわけですが、それを踏まえた形での雨水対策になるのでしょうか。

○副議長（阿部義正君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） これは、臼沢の雨水排水路の整備事業は、もともと平成22年から始めるという計画、これはあくまでも下水道事業としてやる予定だったわけなんですけれど、そして今回、側に仮設校舎もあるということで、復興事業で採択になりまして、それは継続して繰り越しで来年度完成予定。そして、その後については、今の場所は雲南沢川が通って川沿いを通って行って、結構水がたまる場所なので、とりあえずそれはずどんと大槌側に抜く工事がこの工事になります。そして、今後は一番真ん中の沢が水が多いので、それは今後の雨水対策として計画していきたいと考えています。（「はい、わかりました」の声あり）

○副議長（阿部義正君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第96号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定

めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長（阿部義正君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第97号 平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○副議長（阿部義正君） 日程第13、議案第97号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 議案第97号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成24年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額104万9,000円の増、計1億5,426万2,000円。

第1項営業収益、補正予定額104万9,000円の増、計1億5,231万9,000円。これは、吉里吉里公営住宅建設に伴う水道管移設による受託工事収益であります。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額186万3,000円の増、計2億896万円。

第1項営業費用、補正予定額299万2,000円の増、計1億7,581万2,000円。これは、電力料金、修繕費、委託料の不足に伴う増額であります。

第2項営業外費用、補正予定額112万9,000円の減、計3,064万円。これは、起債の利息及び消費税の見直しによる減額であります。

第3条、予算第4条本分括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,255万円を7,595万円に、当年度損益勘定留保資金7,194万4,000円を1,628万8,000円に、当年度消費税及び町消費税資本的収支調整額60万6,000円を54万円及び建設改良積立金

5,912万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入。補正予定額2,556万9,000円の増、計3,608万7,000円。

第2項補助金、補正予定額2,362万8,000円の増、計2,532万2,000円。災害復旧事業補助金及び一般会計からの補助金であります。

第4項負担金、補正予定額194万1,000円の増、計194万2,000円。これは消防署からの消火栓設置工事費負担金であります。

支出。第1款資本的支出、補正予定額2,896万9,000円の増、計1億1,203万7,000円。

第1項建設改良費、補正予定額2,746万1,000円の増、計4,186万1,000円。主なものは上水道施設復興事業詳細設計業務委託に伴うものであります。

第2項企業債償還金、補正予定額129万5,000円の増、計6,996万3,000円。これは起債の見直しによる支払額の変更に伴うものです。

2ページをごらん願います。

第4条、予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、上水道施設復興詳細設計業務委託。期間、平成24年度より平成31年度まで。限度額、1億3,100万円。これは上水道施設の復興事業に係る詳細設計業務委託の債務負担行為であります。

第5条、予算第10条に定めた補助を受ける金額102万6,000円を486万3,000円に改める。これは水道施設復興事業着手に伴い、一般会計からの補助金の限度額の変更でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○副議長（阿部義正君） 質疑に入ります。

3ページ、平成24年度大槌町水道事業会計予算（第1号）実施計画。収益的収入及び支出。収入。進行します。

支出。

4ページ、資本的収入及び支出。収入。（「進行」の声あり）進行します。

支出。進行します。

平成24年度大槌町水道事業会計資金計画。進行します。

6ページ、債務負担行為に関する調書。進行します。

平成24年度大槌町水道事業予定貸借対照表。資産の部。進行します。

8 ページ、負債の部。

9 ページ、資本の部。

10 ページ、平成24年度大槌町水道事業会計予算説明書。収益的収入及び支出。収入。

1 款水道事業収益 1 項営業収益。進行します。

支出。1 款水道事業費用 1 項営業費用。金崎議員。

○9 番（金崎悟朗君） 今 2 番の支出だよ。ね。（「はい」の声あり）この松の下配水池電気料ほか各ポンプ場施設電気料、ここの松の下の配水池の状態は全然大丈夫ですか。

○副議長（阿部義正君） 水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 調査した結果、この前の震災でも大丈夫でした。

以上です。

○副議長（阿部義正君） 進行します。

第 2 項営業外費用。進行します。

資本的収入及び支出。1、収入。1 款資本的収入 2 項補助金。進行します。

4 項負担金。

13 ページ、支出。1 款資本的支出 1 項建設改良費。（「進行」の声あり）

2 項企業債償還金。（「進行」の声あり）

14 ページ、第 3 項補助金返還金。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第97号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（阿部義正君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

午後 3 時 5 7 分

○

再 開

午後 4 時 0 1 分

○副議長（阿部義正君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、請願審査報告書2件及び閉会中の継続審査1件が追加提案されました。

会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(阿部義正君) 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 請願審査報告

○副議長(阿部義正君) 追加日程第1、請願審査報告を議題といたします。

請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。後藤委員長、登壇願います。

○総務教民常任委員長(後藤高明君) 最初に、請願審査結果についてご報告申し上げます。

請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願について。

請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願について、審査結果をご報告いたします。

本請願については、9月定例会において付託された閉会中の継続審査となっておりましたが、12月11日に委員会を招集し、審査いたしました。住居を被災し、移転を余儀なくされた町民の方々が多くいる中で、遺族の思い、建物の耐震構造、維持管理、今後の復興に向けたまちづくりなどを総合的に判断した結果、委員会はこれを不採択とすることに決定いたしました。

審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長(阿部義正君) お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(阿部義正君) 異議ありませんので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願について、討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願についてを採決いたします。

委員長の報告は不採択です。したがって、本請願を採択することについて採決いたします。

請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願についてを採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（阿部義正君） 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

続きまして、請願第5号まちづくり及び町づくり会社の企画運営の参画に関する請願書について、総務教民常任委員長の報告を求めます。後藤高明委員長、ご登壇願います。

○総務教民常任委員長（後藤高明君） 次に、請願第5号まちづくり及び町づくり会社の企画運営の参画に関する請願書、NPO法人7団体から提案されておりましたけれども、審査の結果、請願第5号まちづくり及び町づくり会社の企画運営の参画に関する請願書について、審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、12月11日に委員会を招集し、慎重に審査いたしました。復旧・復興に向けたまちづくりに寄与することについて、大いに活動していただきたいと思っております。しかしながら、町づくり会社の企画運営に参画することについては、会社を組織する出資者などと協議した上で対応すべきものと判断した結果、委員会はこれを不採択とすることに決定いたしました。

審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（阿部義正君） お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（阿部義正君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

請願第5号まちづくり及び町づくり会社の企画運営の参画に関する請願書について、討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

請願第5号まちづくり及び町づくり会社の企画運営の参画に関する請願書についてを採決いたします。

委員長の報告は不採択です。したがって、本請願を採択することについて採決いたします。

請願第5号まちづくり及び町づくり会社の企画運営の参画に関する請願書について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。（議員の声あり）

（賛成者起立）

○副議長（阿部義正君） 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。（議員の声あり）

さっきの同じ感じで、ただみんな立ったから、採択と決定している。（議員の声あり）

暫時休憩します。

休 憩

午後4時10分

○

再 開

午後4時35分

○副議長（阿部義正君） 再開いたします。

先ほどの請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願について、採決に異議がありましたので、再度行います。

請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願についてを採決いたします。

委員長の報告は不採択ですが、本請願を採択することについて採決します。

請願第3号被災した岩手県大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（阿部義正君） 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

○

追加日程第2 閉会中の継続審査

○副議長（阿部義正君） 追加日程第2、閉会中の継続審査を議題といたします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の請願第4号大槌町畜産振興公社解散に伴う今後の新山牧場の利用について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（阿部義正君） ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

以上で、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

よって、平成24年度第4回大槌町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後4時37分

上記平成24年第4回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

副議長

議 員

議 員